

令和3年 第3回松田町議会定例会 会議録 (第1日目)

令和3年9月13日 午前9時00分 開議

1. 出席議員 12人

1 番	唐 澤 一 代	2 番	古 谷 星工人	3 番	内 田 晃
4 番	平 野 由里子	5 番	田 代 実	6 番	井 上 栄 一
7 番	南 雲 まさ子	8 番	中 野 博	9 番	飯 田 一
10 番	齋 藤 永	11 番	寺 嶋 正	12 番	大 館 秀 孝

2. 欠席議員 なし

3. 説明のための出席者 14人

町 長	本 山 博 幸	副 町 長	田 代 浩 一
教 育 長	浄 泉 和 幸	会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長	依 田 貞 彦
政 策 推 進 課 長	鈴 木 英 幸	総 務 課 長	早 野 政 弘
税 務 課 長	山 岸 裕 子	町 民 課 長	川 本 博 孝
福 祉 課 長	椎 野 晃 一	子 育 て 健 康 課 長	石 渡 由 美 子
観 光 経 済 課 長	柳 澤 一 郎	参 事 兼 ま ち づ くり 課 長	高 橋 英 雄
環 境 上 下 水 道 課 長	渋 谷 好 人	教 育 課 長	遠 藤 洋 一

4. 出席した議会事務局書記 2人

事 務 局 長	石 井 友 子	書 記	鈴 木 美 紅
---------	---------	-----	---------

5. 議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

- 日程第 3 町長の行政報告
- 日程第 4 議長の諸般報告
- 日程第 5 一般質問
- 日程第 6 承認第 4 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 3 年度松田町一般会計補正予算（第 6 号））
- 日程第 7 議案第 37 号 松田町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第 38 号 松田町寄農と交流拠点施設の指定管理者の指定について

6. 議会の状況

議 長 皆さん、おはようございます。一頃の暑さも一段落し、秋の気配を感じる今日この頃です。新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、緊急事態宣言が 9 月末まで延長されておりますので、この会期中も感染予防に努めていきたいと思えます。

また、9 月 5 日の町長選挙におきましては、現職が当選されましたので、今後さらに 4 年間の町政運営をよろしくお願いいたします。

さて、去る 9 月 6 日、松田町告示第 85 号により令和 3 年第 3 回松田町議会定例会の招集がされましたので、その旨を議員各位に通知しましたところ、本日は定刻までに御参集いただき、ここに本定例会が開催できますことを衷心より感謝申し上げます。

この定例会会期中も、引き続き新型コロナウイルス感染予防を継続します。傍聴席は離隔 2 メートル以上を確保し、10 席としております。マスクの着用、くしゃみ、せき、発熱の方の傍聴の御遠慮、入室時の消毒などお願いしております。議員並びに町長以下職員もマスクの着用を許可しますが、円滑な議事進行のため、また議事録作成のため、発言の際は内容が明確に伝わるように、マイクなどを活用して発言してください。また、議場は閉鎖された場所であり、長時間いることは感染リスクが高まりますので、町長の議案に対する説明などは今まで以上に的確かつ分かりやすく行い、議員各位におかれましても要点を明

確にして質問をして、時間短縮に努めてください。休憩中は窓を開けるなどして換気を行ってください。また、職員が感染した場合の行政の停滞などの影響を考慮して、町長から委任された課長職の出席は、説明・答弁に支障がない範囲で必要な人員とします。

なお、クールビズ期間中であります。適宜上着の着脱をして結構です。また、ICTを活用した議会実現のため、この議会では議場におけるスマートフォン、タブレット等の持ち込み、議事に関連する事項での使用を試験的に許可しておりますので、御理解ください。

報告いたします。唐澤・平野両議員より、体調不良のため遅れるとの連絡がありましたので、報告いたします。

会議に先立ち、皆様に御確認をお願いいたします。皆様のお手元に書類を配付してありますが、配付書類は当日配付書類一覧表のとおりであります。配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

配付漏れなしと認めます。

それでは、ただいまの出席議員は議員定数12名中10名であります。よって、地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、令和3年第3回松田町議会定例会の開会を宣します。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。(9時04分)

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

議長 日程第1「会議録署名議員の指名について」を議題といたします。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により議長から指名いたします。

3番 内田晃君、5番 田代実君の両名をお願いいたします。

議長 日程第2「会期の決定について」を議題といたします。

本定例会を開催するに当たりまして、去る9月8日に議会運営委員会が開催されましたので、その結果を委員長より報告願います。議会運営委員会委員長 井上栄一君。

議会運営委員長 皆さん、おはようございます。議会運営委員会の報告を申し上げます。令和

3年第3回松田町議会定例会の招集に当たり、9月8日、午前9時より役場4階大会議室におきまして、委員6名中全員出席のもと委員会を開催し、次のとおり決しましたので御報告申し上げます。

会期は、本日9月13日から9月17日までの5日間とさせていただきます。

次に、審議内容について申し上げます。本会議1日目の9月13日は、日程第1「会議録署名議員の指名について」から日程第5「一般質問」までを行い、午後は議会全員協議会を開催いたします。議会全員協議会終了後に本会議、日程第6「承認第4号専決処分の承認を求めることについて（令和3年度松田町一般会計補正予算（第6号）」から日程第8「議案第38号松田町寄農と交流拠点施設の指定管理者の指定について」までを行います。なお、議案第38号は産業厚生常任委員会へ付託させていただきます。本日の日程終了後に産業厚生常任委員会を開催いたします。

本会議2日目の14日、日程第9「議案第39号令和3年度松田町一般会計補正予算（第7号）」、日程第10「議案第40号令和3年度松田町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」については、十分な質疑を行い、即決でお願いします。その後、常任委員会予備日及び委員会活動日としますので、各委員長の指示をお願いいたします。午後は、日程第11「認定第1号令和2年度松田町一般会計歳入歳出決算の認定について」から日程第19「認定第9号令和2年度松田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」までを一括上程し、代表監査委員に審査報告をしていただきます。その後、一般会計歳入歳出決算の細部説明を担当課長からしていただき、質疑を行い、一般会計決算審査特別委員会を設置し、委員会付託とします。

本会議3日目の15日は、決算に伴う主要工事箇所現地視察を行い、その後、一般会計決算審査特別委員会を開催します。係長職以上の職員に出席していただき、午前及び午後を通して審査をいたしますので、よろしくをお願いいたします。

16日は常任委員会予備日及び委員会活動日としますので、各委員長の指示でお願いいたします。

本会議 3 日目の17日は、一般会計決算審査特別委員会付託の認定第 1 号の特別委員会報告を行い、質疑、討論、採決まで行います。続いて、日程第12「認定第 2 号令和 2 年度松田町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定」から日程第19「認定第 9 号令和 2 年度松田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定」までの審議を順次行います。続いて、日程第20「報告第 4 号健全化判断比率及び資金不足比率の報告について」から日程第22「有限会社みやまの里の経営状況について」を行います。次に、議会議員改選後 2 年が経過しましたので、日程第24「常任委員会委員の選任について」から日程第26「各種委員会委員等の選出について」まで委員の選出をお願いをいたします。最後に、日程としまして議員派遣についてを行い、閉会の予定です。

なお、本議会は定例会でありますので、会期中に追加議案などが提出された場合は審議をお願いします。

また、陳情につきましては、3 件の提出があり、机上配付となりましたので御覧ください。

以上で委員会報告を終了いたしますが、不明な点がございましたら、私のほかにも委員がおりますので、補足説明をお許し願いたいと思います。以上、よろしくをお願いをいたします。

議 長 議会運営委員会委員長の報告が終わりました。お諮りいたします。本定例会の会期は、ただいま議会運営委員会委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。よって、令和 3 年第 3 回松田町議会定例会の会期は、本日 9 月13日から 9 月17日までの 5 日間と決定いたしました。

議 長 日程第 3 「町長の行政報告」に入ります。

町 長 皆様おはようございます。本日より 5 日間、令和 3 年第 3 回議会定例会、何とぞよろしくお願いを申し上げます。

9 月に入り、ようやくさわやかな秋の風を感じる今日この頃ですが、議員各位におかれましてはますます御健勝のことと心からお喜び申し上げます。

まず初めに、8月14日から15日にかけて降り続いた大雨の影響により、九州地方をはじめ関東や東海地方でも記録的な大雨となりました。松田町においても記録的短時間大雨となり、国道246号線の籠場交差点から秦野市蛇塚間の通行止めや県道710号線神縄神山線の道路崩落などが発生いたしました。全国的に河川の氾濫や土砂崩れなどの原因によりお亡くなりになられた方の御冥福と、被害に遭われた全ての皆様に対し、心からお見舞いを申し上げます。本町においても、今後同様な事態が発生し得る災害に対しまして、町民と自主防災会、行政との役割分担など、日頃から対応策を準備、訓練することで、町民の皆様方の安全・安心につながるよう取り組んでまいります。

さて、去る9月6日に令和3年第3回松田町議会定例会の招集告示をいたしましたところ、議員各位におかれましては公私にわたり大変御多用の中、議員多数の御出席を賜り、ここに本定例会が開催されることを、まずもって御礼申し上げます。ありがとうございます。

私は、9月5日に執行された松田町長選挙において、再び町民の皆様からの御信託を頂き、引き続き町政を担うこととなりました。第6次総合計画に掲げる将来像「いのち 育み 未来へ ツナグ 進化 つづける 故郷」を本格的に形にするため、職員とともに行財政運営に取り組む所存でございます。9月23日から始まる私の第3期目の町政につきましては、選挙戦でも公約に挙げてまいりましたチルドレンファーストを旗印として、子供たちが住みたい、子供目線のまちづくりを推進し、就職などにて町外に出られた方々が子育て世代になったら松田町に戻ってくることにより、親子3世代が笑顔で暮らせる町を目指して、少子高齢化による人口減少の抑制に取り組んでまいりたいと考えております。その政策を動かすため、未来につなぐ重要な取組を掲げておりますが、内容等につきましては次の議会において改めて所信表明にてお伝えをさせていただきます。

それでは、議会に先立ち貴重なお時間を拝借いたしまして、日を追って新型コロナウイルス感染症総合対策や要望関係など、行政運営の一端を御報告させていただきます。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に伴い、政府は7月12日より東京都と沖縄県に緊急事態宣言が発令されました。宣言期間は8月22日までとされましたが、変異株による急激な感染者の増加に伴い、神奈川県をはじめとする首都圏3県と大阪府を加えて、8月2日に緊急事態宣言が発令されました。さらに感染者の急激な増加が収まらず、8月17日には緊急事態宣言地域の拡大と実施期間が9月12日まで延長されることが発表されましたが、医療提供体制が今なお厳しい状況であることを重視し、神奈川県を含む19都道府県で9月末まで延長されました。

松田町におきましても、令和3年4月からの陽性者数は55名であり、8月以降徐々に増加いたしました。9月に入り落ち着いてきております。そうした中、新型コロナウイルスワクチン接種状況についてお知らせいたします。まず、9月の12日時点でのこととなりますが、65歳以上の対象者につきましては、3,697人中、1回目の接種済みの方は3,361人で、率にして90.9%、2回目の接種済みの方は3,311人で89.5%となっております。12歳から64歳までの対象者につきましては、6,563人中、1回目の接種の方は4,073人、率にして62%、2回目の接種の方は3,349人で51.2%の見込みとなっております。

次に、新型コロナウイルス感染症総合対策に伴う町独自の経済支援といたしまして、子育て支援や福祉の向上、地域経済の促進を目的に、発行総額6,500万円として、30%プレミアム付「松田わくわくお買い物券&飲食券」の販売予約を7月10日に開始したところ、18日間で完売をいたしました。発行総額6,500万円以上の額が地元の経済に波及することになりますので、引き続き地域経済の支援を行ってまいります。

次に要望関係になります。7月16、29、8月3日の3日間にて開催されました神奈川県議会各政党県議団並びに各会派の皆様に対する要望活動を行いました。

まず、最重点要望といたしまして、4つです。1つ目に、ヤマビルや有害鳥獣被害対策では、住民生活や観光客への被害が毎年増大する中で、対策部会の設置や先進的な対策情報の共有、環境整備等に関わる財政支援、肥料化等の活

用方法の調査について。2つ目に、県西地域活性化プロジェクトによるさらなる定住人口増加策について、重点事業の移住・定住を促進するため、県西地域への企業誘致促進制度の創設や、県内の市町村全体におけるSDGsの取組がさらに加速するよう、SDGs未来都市に対して対象モデル事業及び関連する事業に伴う財政的な支援や優遇措置の導入について。3つ目に、令和8年度に計画期限を迎える県独自の施策であります水源環境保全税の延長と森林整備の促進については、水源環境保全・再生機能を長期的に継続して実施することで、その機能を発揮するため、水源環境保全税・再生政策大綱の計画期間の延長を要望しております。4つ目に、災害に強い河川環境整備の推進について、災害の規模拡大に対し、流域住民の生命・財産を守るため、引き続き計画的な河床整理の促進や、富士山噴火時の洪水対策という観点からも、河床整理及び河川の継続的な維持管理について要望をいたしたところでございます。

重点要望については3つであります。1つ目に、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、重点医療機関として指定された足柄上病院について、コロナの影響に伴い地域住民の医療ニーズに対応した高い医療サービスの安定的・継続的な医療体制の充実強化と、産科や小児科などの医療体制の充実並びに通常の産科に伴う移送サービス等の県独自の施策の創設について。2つ目に、新松田駅周辺整備基本構想・基本計画の実施に向けた支援について、新松田駅周辺整備に伴う多様な支援と同時に、駅周辺整備に合わせた県道711号御殿場線アンダー部の改良事業の早期実現について。3つ目に、ICT教育に係る教員に対する支援員の配置についてであります。新しい授業形態への支援や教員のスキルアップの向上を行うためには、ICT支援員の継続的な配置と、その財源措置の拡充に対するなど、継続要望させていただきました。

続いて、7月15日に足柄上地区1市5町の首長と知事との地域別首長懇談会において、県に対する施策や補助事業の採択などの要望を行いました。今年度は南足柄市役所において開催され、県知事以下県幹部職員が出席のもと、各首長から各自自治体の課題等について要望を行い、私はその際、政党要望等と同じ2つの項目を県に対し要望させていただきました。1つはヤマビルや有害獣被害

対策、2つ目は県西活性化プロジェクトによるさらなる定住人口増加策について要望いたしました。

次に、個別課題要望につきましても、政党要望と同じになりますが、2つ要望いたしました。1つ目は、水源環境保全税の延長と森林整備の促進について、計画期間の延長。2つ目は、災害に強い河川環境整備の推進について要望いたしました。今後は、県に対し、町民の生命と財産を守るために必要な要望をいたしましたので、実行していただくように働きかけを行ってまいります。

それでは、諸事業について概略ですが報告をさせていただきます。初めに、7月10日に現松田町生涯学習センター開館40周年記念事業といたしまして、ふるさと大使の山崎一さんをお迎えし、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を徹底して、大ホールにて出演作品の上映会並びにトークイベントを開催いたしました。当日は子供から高齢者まで、幅広い年代の皆様、約130人の来場者に御参加いただき、記念事業を盛り上げていただきました。

次に、松田小学校校舎建設途中の見学会を行いました。7月12日には松田小学校児童を対象に、16日には役場職員並びに関係機関職員を対象に、17日には事前にお申込みをいただいた町民の皆様方約100人に、合計約600人の方に公立学校として木造3階建て全国3例目となる校舎の現場を御覧いただきました。見学会では工事担当者の誘導のもと、見学者は一般教室棟や屋内運動場などを見学し、耐震性や火災に対する安全面などの説明を受けておられました。

次に、7月17、18日の2日間にて、富士山と相模湾を一望できる町の地域資源、西平畑公園内の自然館から徒歩約5分の個人所有地約1,500平米の畑に町の新たな名所「コキアの里」として、地域住民の方の主権により3年目となる植樹祭が開催され、約50名の方が御参加されております。このコキアは、球状の樹形に成長し、夏は鮮やかな緑色に、秋は赤色から黄金色に変化をいたし、これから見頃を迎えます。今後も町民や松田町のファンの皆様方と一緒に、年間を通じて地域資源の松田山の様々な魅力を発信し、ポストコロナ時代においても多くの交流人口や関係人口の獲得に取り組んでまいります。

続きまして、8月6日の広島、8月9日における長崎での原爆犠牲者の慰霊

と核兵器廃絶、世界の恒久平和の願いを込めて、7月1日から7月20日までの間、お休み処新松田や役場庁舎、生涯学習センターにおいて町民の皆様方の御協力をいただき、昨年度を超える約2万羽の折り鶴が集まり、8月3日に広島市・長崎市にお贈りしたところでもございます。御協力をいただいた皆様方に厚く御礼を申し上げる次第です。

続きまして、8月24日から開催されました東京パラリンピックを前に、聖火のもととなります火をともし県主催のセレモニーが8月12日の午後、松田町生涯学習センターにて開催され、寺子屋まつだの児童が作りました手作りのろうそくに火をともし、その火を児童10人から私に、続いて町身体障害者福祉協会の会長へつないだ後、神奈川県が用意した採火用のランタンに着火され、「まつだの火」が誕生いたしました。この採火について、神奈川県内では松田町を皮切りに、全33市町村で採火式が開かれた後、8月20日に開催地・東京で聖火が生み出されました。

次に、令和3年度防災訓練については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、家庭内において「かながわシェイクアウト訓練」や火災報知器の点検、災害伝言ダイヤルの体験利用、備蓄品等の確認など、一人一人が正しい防災知識を身につけていただき、地域の防災力の向上に資する訓練としてお願いをいたしました。今後いつ起こるか分からない様々な災害に対しての準備や備えについて、町民の皆様が安心して暮らせるよう、引き続き取り組んでまいります。

それでは、この定例会に付議いたしました案件でございます。まず承認第4号令和3年度松田町一般会計補正予算（第6号）については、松田中学校内の消火栓設備の消火ポンプ機が故障し、早急に工事を行う必要があり、議会を招集する時間的余裕がなかったため、8月6日付で専決処分による補正を行いましたので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分の承認を求めるものでございます。

次に、議案第37号松田町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、最低賃金法の定める神奈川県地域別最低賃金が10月から変更されることに伴い、会計年度任用職員の給与等について対

応を図るため提案するものでございます。

議案第38号松田町寄農と交流拠点施設の指定管理者の指定については、地方自治法第244条の2第3項の規定により議会の議決を求めるため提案するものでございます。

議案第39号令和3年度松田町一般会計補正予算（第7号）については、地方交付税や臨時財政対策債について、令和3年度の歳入見込みが決定したことや、新型コロナウイルス感染症に伴う地方創生対応臨時交付金充当事業並びにコロナの影響による事業の中止等による一般財の削減などに伴い補正するものでございます。

議案第40号令和3年度松田町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）については、介護保険法の改正に伴う町村情報システム共同事業組合システム改修のため負担金を増額するもののほか、令和2年度の介護保険事業の実績額が確定し、一般会計繰入金精算などに伴い補正するものでございます。

続きまして、認定第1号から認定第9号でございます。令和2年度一般会計と7特別会計、また上水道事業会計の決算の認定等をお願いしているほか、そのほか報告案件として健全化判断比率及び資金不足比率の報告、令和2年度一般会計継続費の精算報告、有限会社みやまの里の経営状況について報告案件が3件ございます。

以上、提案させていただく各案件につきましては、議事の進行に伴い、私をはじめ副町長、教育長、担当課長から御説明を申し上げますので、よろしく御審議の上、御決議賜りますようお願いいたします。

以上、私からの行政報告でございます。本日よりよろしくお願いいたします。

議 長 町長の行政報告を終わります。

議 長 日程第4「議長の諸般報告」に入ります。

この報告は、令和3年第2回議会定例会最終日より本定例会までの報告事項について印刷をし、皆様のお手元に配付しておりますが、その報告書をもって報告にかえさせていただきたいと思いますが、そのように取り扱って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。以上で議長の諸般報告を終わります。

一般質問に入る前にお諮りいたします。本定例会も一般質問の放映に向け録画を実施したいと思いますが、そのように取り扱って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。御了承いただけましたので、本定例会で一般質問の試験録画をいたします。事務局は録画の準備をしてください。

暫時休憩します。 (9時32分)

議長 休憩を解いて再開いたします。 (9時33分)

日程第5「一般質問」に入ります。

一般質問は通告順に行います。受付番号第1号、寺嶋正君の一般質問を許します。登壇願います。

11番 寺嶋 おはようございます。それでは一般質問を行わせていただきます。受付番号第1号、11番 寺嶋正。件名、寄診療所の医療体制の整備と新型コロナワクチン接種について。

(1) 新型コロナワクチン接種の関係で診療日を縮小している寄診療所に新たな医師を採用し、通常の診療を再開することや、開設されて30年以上経過した診療所の医療機器の更新計画について伺います。

(2) 寄診療所における保存温度を経過したワクチンを使った医師の聞き取り調査・処分、ワクチン接種された方の抗体検査とワクチンの再接種等の経過について伺います。

(3) 新型コロナウイルス感染拡大により緊急事態宣言が出されて、今、今月30日まで延長されていますが、64歳以下のワクチン接種の見通し、若年層の感染防止対策や公共施設の使用制限の状況などについてお伺いします。よろしくお願います。

町長 それでは、寺嶋議員の御質問に順次お答えをいたします。

まず1つ目の御質問にお答えいたします。松田町国民健康保険診療所、通称寄診療所では、令和3年4月に採用となった医師により、通常の診療と併せて

5月から新型コロナワクチン接種を行っていましたが、担当医師の諸事情等により6月から水曜日の休診、また8月2日以降は火曜日のみの診療となり、寄地区の皆様方には大変御不便をかけておりました。町といたしましては、診療所の状況を改善すべく、関係機関と連携を取るなど最善を尽くしておりましたところ、この9月1日より新しい医師を診療所長にお迎えをして、診療を再開することができました。現在、火曜日につきましては足柄上病院の医師により診療していただいております、今後は平日月曜日から金曜日まで医療の提供が可能となりました。

次に、寄診療所は平成元年に建設され、診療を開始してから約33年が経過しております。診療所の医療機器の主なものといたしましては、超音波画像診断装置、エコーですね。心電計、あとレントゲン画像読み取り装置、レセプトコンピューターなどでございます。耐用年数を考慮し、補助金などを有効活用しながら、入換えの時期が重ならないよう計画的に実施しております。例えば令和元年度には、それまでX線撮影をするために現像をしていたものを、撮影した画像を直接モニターで見ることができるレントゲン画像読み取り機器を導入し、令和3年度には耐用年数の6年を迎えるレセプトコンピューターの入換えを、マイナンバーカード対応のものに予定しておりますよう、順次耐用年数や制度改正等に合わせ計画的に医療機器の入換えを実施しております。今後も地域に密着した診療所として、信頼のある安定的な運営ができるよう取り組んでまいります。

次に、2つ目の質問にお答えさせていただきます。令和3年7月15日から20日にかけて、常温になった新型コロナワクチンを接種した120名の方に対し、御迷惑と御心配をおかけいたしましたことにつきまして、改めてお詫びを申し上げます。そのワクチンの使用の判断を行った医師に対する聞き取り調査につきましては、令和3年8月2日に本人から直接聞いた担当課長より、停電の後の常温になってしまったワクチンを、医師の判断で責任を持つので使用しましたとの報告を受けたのが最後で、その後、医師は出勤しておらず、直接会って話が聞きたいとお伝えをしておりましたが、なかなか会えない状況が続きまし

たので、8月の7日と10日に私が医師の自宅を訪問いたしました。両日とも会うことができませんでしたが、電話にてお話しすることができました。

結論を申し上げますと、医師は町に迷惑をかけて申し訳ないので、寄診療所を辞めたいということでした。町といたしましては、現在のところ、120名の方への対応を最優先に行い、並行して当該医師の処分などの具体的な措置につきまして検討を行っております。弁護士とも相談を行っておりますのでございます。今後、地方公務員法にのっとり、適切に行いたいと考えておりますので、現時点では具体的なことは申し上げないことを御承知願います。

次に、ワクチンを接種された120名の対象者に対して、8月4日から9日にかけて謝罪及び健康被害について聞き取りをさせていただきました。副反応と思われる一時的な発熱や倦怠感などがあったとのお話はありましたが、全ての方から健康被害と思われる症状はないとの御回答をいただいております。その後、8月12日から13日にかけて、抗体検査の御案内と併せて再接種の御案内もさせていただきました。対象者120名のうち、まず抗体検査を希望された98名の方については、8月25日までに検査を終了しており、その結果についても御連絡させていただいております。残りの22名の方につきましては、抗体検査をせず、直接再接種を希望され、9月7日までに接種が終了しております。また、抗体検査の結果により、再接種を希望されている方については、順次手続を進めており、9月17日までに27名の方が接種予定であり、検査をせず再接種をされた方と合わせて、合計49名の方が再接種を希望されております。そのほか、再接種後、抗体検査を希望されている方が3名おられますので、接種後3週間程度経過してから検査を9月17日までに受けていただくように御案内もさせていただいております。引き続き対象者120名の方には誠意を持って対応してまいります。町といたしましては、今回のことを重く受け止め、チェック体制の機能強化はもとより、冷蔵庫の温度管理の徹底や、停電が発生した場合の複数の職員による電源の状況確認、町組織としての連携を密にして報告を徹底することにより、再発防止に取り組んでまいります。

続きまして3つ目の御質問にお答えをいたします。64歳以下のワクチン接種

の見通しについてですが、新型コロナワクチンの接種は65歳以上の方々については9割を超えた方のワクチン接種が進んでおり、現在12歳以上64歳以下の方を進めております。国からは、ワクチン接種対象者の8割分のワクチンを既に届けてあるとの見解により、本町をはじめ山北、大井町、中井町へのワクチンの供給が止まっておりましたが、県へ強く現状をお伝えをしたところ、9月8日に700回、約350人分の2回分のワクチンが追加されました。このワクチンは、妊婦さん、中学生、高校生で接種を希望されている方に対し、優先的に接種をしていきたいというふうに考えております。

9月12日時点での64歳以下の方の1回目の接種率は62%、2回目は51%の見込みとなっております。この数値は県内でも4番目に進んでいる状況ではありますが、国が対象者の8割分を供給しているとはいえ、本町においては高齢者に対し9割を超えた方の接種をしておりますので、約1割、370人分のワクチンが不足する見込みとなっております。次のワクチンの供給は10月中旬以降となると伺っておりますが、引き続き県には現状を伝え、少しでも早く希望される町民の方が接種できるよう、ワクチン確保を進めてまいります。

続きまして、若年層の感染防止対策についてでございます。本町では8月以降、10代が4人、20代が9人、30代が4人と、比較的若い年代の方々の感染も徐々に増えております。学校などの施設では、換気・消毒など感染対策をしっかりと行っております。また、少しでも具合の悪い場合は登校を控えていただき、医療機関での受診をお勧めしております。町民の皆様方には外出先から戻られたときに感染防止対策をしっかりと行っていただいておりますが、家庭内での感染を防ぐため、9月1日の自治会配布のチラシにて注意喚起を行っております。

次に、公共施設の状況であります。教育関係の施設では、中学校などの感染防止対策について、松田町のガイドライン及び文部科学省のマニュアルに示されている感染症対策をもとに教育活動を進めております。青少年につきましては、グラウンド、体育館、公園など公共施設の使用について、この後、公共施設の使用制限の状況について御説明いたしますが、町のガイドラインに沿った

感染防止対策を徹底し、利用していただける状況となっております。報道などでよく耳にする路上飲みなど、町内にて不特定多数の方が目に余る行為を行っているとの情報は届いておりません。今後も若い世代の方々を含め、町民の皆様が安心して過ごせるよう、必要な情報を適宜提供してまいります。

続きまして、公共施設の使用制限の状況についてでございます。本町では令和2年5月27日に松田町新型コロナウイルス感染症総合対策公共施設利用ガイドラインを策定し、このガイドラインなどに基づき、各公共施設で対応を行っております。例えば観光関連施設については、緊急事態宣言の期間内において西平畑公園の施設は閉館しておりますが、ほかの公園と同様に、散歩などは可能として開放しておりますので、健康維持に御活用いただければ幸いです。そのほか、寄地区の指定管理を委託しております寄自然休養村管理センターや七つ星ドッグランについて、利用時間、団体利用の制限、屋外施設増設等の対応をされ、かつ感染症対策を徹底し、営業を継続しておられます。また、教育施設では、管理しているどの施設においても、新型コロナウイルス特別措置法に基づき、緊急事態宣言期間中の施設利用を20時までと短縮し、新規予約の停止及び宣言解除予定後の利用の予約についても停止しております。ただし、宣言前に予約手続をされている予約案件並びに登録団体の継続的な活動については使用を認め、感染防止対策や名簿により使用者の把握をしております。

このように、各施設では完全に使用できない状況ではなく、しっかりとした感染防止対策を行い、町民の方の健康維持を損なわないよう、状況に応じた活動を行っているところでもございます。以上でございます。

11番 寺 嶋 それでは再質問を行わせていただきます。1点目はですね、9月、寄診療所の通常体制、医師体制が確立されたということで、9月1日より坂田医師を迎えて寄診療所の通常診療が再開されたことは大変うれしく、また町の対応もね、素早くということで、了解しました。今まで火曜日のみということだったんですけども、この診療科目についてお伺いするんですけども、総合診療科あるいは耳鼻咽喉科というのが今度ね、新しい医師の担当ということですけども。今まで火曜日が総合診療科と、あと外科ですか、こういうのをやっていたと思う

んですけども、外科でもいろんな手術、簡単なね、手術ってあるんですけども、整形外科というのは今まで前あったような気がするんですけども、この整形外科の対応についてはどのようにされますか、お伺いをいたします。

町 民 課 長 今ですね、上病院のほうから派遣されている医師の方については、外科なんですけれども、整形外科が必要という場合には、紹介状をお書きして上病院のほうで診ていただくという形になってございます。

1 1 番 寺 嶋 2点目ですけども、診療所の医療機器ですね、先ほど回答があったんですが、レントゲン画像読み取り装置、これは元年度に、令和元年度に設置されたということですね、分かりましたけども。今までありましたX線撮影装置、あるいは超音波画像診断装置などはですね、耐用年数はどのぐらいで、現在どのぐらい経過しているのか。また、これらについてですね、答弁ではいろいろ、今後の新しい情報等ですね、状況で対応したいということなんですけど、その辺はどのようにされますか。具体的に何かありましたらお示しをいただきたいと思えます。

町 民 課 長 レントゲンの読み取り装置というのは、あくまでも画像を、今まで現像していたものを直接見れるということで、レントゲンの撮影装置につきましては昔からのものをそのまま改良して、直接見れるようにして使っております。耐用年数がですね、個別にちょっと今、手元がないんでございますけれども、何年かに一度、県のほうや国のほうから僻地医療の対策費として補助金がつく場合がありますので、それを活用して計画的に入換えていくという形になっております。今のところですね、ちょっと今、その補助金が数年間ないところがございます。

1 1 番 寺 嶋 それでは次にですね、寄診療所の医師、前医師ですね、のんですけども、現在弁護士も入れて相談中ということなんですけども。私は聞いている範囲では、前医師のが辞めたいという先ほど答弁あったんですけども、退職願が出されると聞いておりますけども、ですから今現在としては、まだ処分等はね、まだされてないということで、今、聞き取り調査と弁護士との間でいろいろやりとりをしてるということで、そうしますと現在職員の身分ということですか。そ

れらに対応した町のこの責任で処分をするということなんでしょうか。その辺についてお伺いをいたします。

総務課長 ただいま寺嶋議員の御質問にお答えいたします。職員の身分ということについてですね、今、退職されたということで、実際的に退職届のほうは提出されております。ただ、一応職員の身分としましては、今現在、職員の位置づけではございませんが、もちろんこちらのほうの措置につきましては、地方自治法の法律や顧問弁護士等につきまして、対応については今、調整をしている最中でございますので、詳細についてはまだ特段な内容はまだ決まっておりませんが、今後調整をさせていただきながら、処分のほうを検討させていただきたいと思っております。

11番 寺嶋 前医師のね、処分は今後検討するということなんですけども、今後の予定としてはどのようなスタンスで進められるのか、その辺についてお伺いをいたしまして、この件については以上です。よろしくをお願いします。

総務課長 ただいまの寺嶋議員の質問にお答えします。今後の予定ということなんですが、まず初めにですね、今現在、関係する法律ですね、法律にどのような形で抵触するのかということと、その法律をもってどこまで対応ができるかということで、それにつきまして顧問弁護士さんと今、調整をしている最中でございますので、具体的にこれからこうだとかああだというお話は、今現在のこの段階ではまだ何もできない状況でございます。以上でございます。

11番 寺嶋 前医師のことについては一応、今後の推移を見守るということで分かりました。

次にいきます。ワクチンの接種率なんですけども、先ほど答弁ありましたように、12歳から64歳までが1回目、2回目ということで答弁されましたけどもですね、ただワクチンの供給が、先ほど答弁ですと10月中旬ごろに今後ね、来ると。一応確保はされてるということでは国のほうから通達は来てるけども、実際ワクチンの供給が、今後9月に1回と、それから10月ですか、中旬以降ということですね、町長の選挙の関係でチラシを見ればですね、ワクチン接種を10月末完了を目指したいということですね、このような公約で載っております

けども。ただ、こういう、私も今申し上げたようにね、ワクチン供給が、そのものがなかなか見通せない中で、こういうことを訴えてるわけですけども、そういうのはどういう思いでね、出されたのか。まずはその辺のことをですね、町長にお伺いいたします。

町長 ワクチンの供給の見通しというのは、当然どこもついてはいませんけどもね。やはり選挙の時期のちょっと前ぐらいに、そういうふうなワクチンの供給スピードが徐々に下がってきたとかいうような話があったのは事実です。ですので、選挙に突入する前にですね、当然私現職として、当然仕事をやらなきゃいけないわけなので、どうも計算方法とか考え方がおかしいんじゃないかというようなことの中から、とにかく私が目指すのは、とにかく一日も早くやらなきゃいけないので10月末頃と、順調に来るということを前提にですね、とって目指しておるのはあったんです。そこで、そのスピードが落ちてるという話を聞いたので、先ほど答弁でも言いましたけども、選挙の前に県のほうにちょっと申入れをさせてもらったところ、約350人分のワクチンが特別に、ある意味この辺の地域だけ計算してもらってですね、追加をしてもらったというふうなことであります。

ですから、まだ10月の末の完了を目指すということについては、諦めているわけじゃないです。いろんなコネクションを使ってですね、当然松田町だけに来るということは多分ないでしょうけども、考え方、国に対するアプローチの仕方。私が一回話したときには、県自体がですね、国が8割を目指すというふうな話をしてるからということが大前提だったんですけども、横浜と川崎のほうばかり見ているんじゃないかと。こっこの地域はもう65歳以上が9割近く打ってるということは、その下の年代の分の1割近くはもう先に使っちゃってるんだと。だから、そこは足りないよと。そこはどういうふうに考えてるんだというふうな話をしたところ、比較的ですね、私のその話を理解してくれて、取り急ぎという形じゃないでしょうけども、まず追加をしてくれたということになりますから、今後もですね、一日でも早く希望者の方々に回るように、我々、私だけ頑張ってもしょうがないので、この辺の地域の同じような思いし

てる首長さんとタッグを組んで、一日でも早い完了といいたまうかね、希望者に対する完了、もしかしたら8割と国が言ってますけど、希望者がその年代の9割いる可能性もありますから、その辺も含めて今後しっかりと進めてまいりたいというふうに考えております。以上です。

11番 寺 嶋 ワクチン接種についてはね、私も速やかにね、町長が希望してるように、速やかにね、国・県に働きかけながらですね、町も対応していただきたいと思えます。

次に移りますけども、今ですね、先ほど言いましたけども、10代、現在町の感染者として一応数字が上がってるのは、75名のコロナウイルス感染者となっていますけども、10代から30代の方が比較的多いんですけども、この要因なんかをつかんでいるのでしょうか。この辺についてお伺いをいたします。

子育て健康課長 8月の1日から9月の初めまで、議員おっしゃるように10歳未満の方から30代にかけての方が感染の状況が多くなっていることは事実でございます。ただ、感染の要因というのは、何が原因で感染されたかというところまでは、保健所のほうから町のほうには詳しくは入ってきておりませんので、例えば保育園、幼稚園とか小学校でクラスターのようなことが起きて感染が広がっているということがないことだけは分かるんですが、それ以外の感染の原因というところは分かっていない状況でございます。

11番 寺 嶋 ウイルス感染のこの若い世代はね、やっぱり活動範囲も広いしね、そういう人流ということでは盛んなわけで、この辺はやっぱりそういうことが加味されて、いろんな、松田町内だけで活動してるとは限りませんのでね、町外に行く方もね、いますので。そういうこともあるんで、やっぱり大人がウイルス感染に十分気をつけて、子供にね、うつさないということがね、大事だと思います。

それですとね、今8月以降増えてるのが、感染力の強いデルタ株で、やっぱり子供さんの感染が増えてるといふふうに伺っておりますけども、この、まずですね、2つあるんですけど、私が聞きたいのは。幼稚園、保育園とか小学校ですか、そういう低学年の方に対しては、県がですね、抗体検査キットを配布して、それでの感染防止をしたいというような記事が、新聞記事等をね、見ま

したけども、抗体検査のそのキット、配布だとかそういう利用先ね。そういうようなことを一つお伺いします。

それからですね、小学校・中学校における、先ほどガイドラインの回答もありましたけれども、小学校・中学校における感染症対策ということで、従来のね、感染防止対策を継続することと、あとは地域の感染状況とか踏まえてね、授業や部活動、各種行事等の教育活動はどのようにされるのか、お伺いをいたします。

教 育 課 長 抗原検査キットなのですが、県独自の抗原検査キットと文科省が配布します簡易なキットというふうな、2種類ございます。県独自の抗体検査キットにつきましては、ワクチン対象外の園児・児童、つまり幼稚園・小学校の児童につきまして、1人当たり2回分ということで、家庭に配布を、学校を通じて家庭に配布をするということで用意をしております。9月初旬に配布予定でございます。

次に、国の…9月上旬に配布予定でございます。国の抗体、抗原簡易キットにつきましては、教職員の使用を基本としております。出勤後、せき・発熱等の体調変調時に、直ちに帰宅できない、医療機関を受診できない場合の使用を想定しております。こちらのキットにつきましては、小学校4年生以上の児童・生徒の使用も想定されておまして、9月中旬以降に学校へ直送されることになっております。抗原検査キットについては以上でございます。

次に、次の質問の学校の短縮授業等でございますが、松田小学校につきましては中休みを利用しまして、全体の時間を10分早めて下校するような措置をとっております。松田中学校につきましては、50分授業を45分に短縮いたしまして、部活は準備から片づけを含めまして90分ということで、全体的に下校を早めておる措置をしております。以上でございます。

11番 寺 嶋 おおよそ分かりました。ただ、この10代、町でもですね、ウイルス感染者となっている人は10代未満の方もね、いるんですよ。その辺については、つかんでいるのか、どのような対処をされているのか、分かりましたらね、お伺いをいたしまして、私の質問を終わりとさせていただきます。

子育て健康課長 ただいま議員から御質問がございました10代未満の今現在8月から9月の12日までの間の感染者、3名ということになっておりますが、このうちのお2人につきましては、どこの…どこのといたしますか、誰かということは存じ上げておりますが、1名につきましては何も情報が入っておりませんので、どこの誰かということは存じ上げておりません。

11番 寺 嶋 一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議 長 以上で受付番号第1号、寺嶋正君の一般質問を終わります。録画の操作の間、少々お待ちください。

議 長 受付番号第2号、南雲まさ子君の一般質問を許します。登壇願います。

7番 南 雲 議長のお許しを得ましたので、一般質問をさせていただきます。受付番号2号、質問議員、7番 南雲まさ子。件名、教育環境の充実を。

要旨。(1) 地域参加型のコミュニティ・スクールを推進することで、地域の創意工夫のある学校運営が進むと考えますが、導入に向けての本町のお考えは。

(2) 海外の方を招聘し、日本の学校で英語を教えるJETプログラムを導入するお考えは。

(3) コロナ禍で女性の生理の貧困が問題となっており、任意団体の「#みんなの生理」によると、貧困やネグレクトにより生理用品を買ってもらえない子供たちがいるとの指摘があります。小・中学校への生理用品の無償提供のお考えは。

よろしく願いいたします。

教 育 長 それでは、南雲議員の御質問に順次お答えさせていただきます。

まず1点目のコミュニティ・スクールの導入に関しましての御質問についてお答えいたします。昨今、子供たちを取り巻く環境や学校の抱える課題は複雑化・多様化しており、学校と地域の連携・協働や社会総がかりでの教育の実現がより一層求められております。国では、これからの学校は開かれた学校からさらに一步踏み出し、地域でどのような子供たちを育てるのか、何を実現していくのかという目標やビジョンを地域住民等と共有し、地域と一体となって子

供たちを育む、地域とともにある学校へと転換していくことが重要であると提言しております。

御質問にありますコミュニティ・スクールとは、地方教育行政法に基づき、学校運営協議会という組織を設置している学校のことを言います。この学校運営協議会の委員は、地域住民や保護者代表、地域学校共同活動推進委員などの方々に構成され、学校運営に対し協議した内容をもとに、どのような支援活動ができるかを考え、地域の人々が学校運営に参加し、協働しながら子供たちの豊かな成長を支え、地域の創意工夫のある学校運営等を進めていく仕組みであります。

一方、コミュニティ・スクールを進める上で、次のような課題があります。学校運営協議会の委員として、コミュニティ・スクール導入の意義などを御理解、御承認をいただける人材の確保、また地域学校共同活動推進委員という保護者、学校、教育委員会、そして地域住民との橋渡しができる地域の人々との広いネットワークを持つ核となるコーディネーターの人材を確保することも必要があります。さらに、学校運営協議委員の身分は、特別職の職員で非常勤となり、報酬の支払いなど条例の一部改正や今後の予算編成を考える必要もあります。

コミュニティ・スクールの導入は、平成29年3月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により努力義務となっており、コミュニティ・スクールを導入している公立小・中学校、義務教育学校は令和2年7月の時点で全国で30.7%、神奈川県内では30%、政令市を除く市町村では21%です。コミュニティ・スクールの導入については、数年を要すると考えております。現在、本町においては学校評議委員会をはじめ地域との連携を深めた教育活動も進めております。今後さらに学校と地域の連携・協働を図り、町総がかりで未来を担う子供たちの健やかな成長を見守っていけるようにするために、教育委員会事務局の中では導入を目指し、既に準備を進めておりますので、御理解、御協力をお願いいたします。

次に、2点目のJETプログラムの導入に関しての御質問についてお答えい

たします。JETプログラムとは、語学指導等を行う外国青年招致事業、ザ・ジャパン・エクスチェンジ&ティーチングプログラムの略称で、外国の青年を招致し、地方自治体等で任用し、外国語教育に携わることにより地域の国際交流の推進を図る事業です。

JETプログラム参加者は、外国語指導助手、国際交流員、スポーツ国際交流員の3つの職種があり、およそ90%以上が外国語指導助手、ALTであります。国で実施している令和元年度英語教育実施状況調査によると、JETプログラムでのALTの活用率は、小学校で19.8%、中学校で33.7%にとどまっております。この背景には、JETプログラムに関わる費用や、雇用に対する課題があると考えられます。一部、地方交付税措置があるとはいえ、JETプログラムによるALTの費用は、渡航費用も含め全てを自治体が負担することとされていることや、授業の補助が確実にできるようになるまでに時間がかかる場合が多く、また期間は原則として来日した日の翌日から1年間という短期間であることが要因であるようです。

本町では、現在ALTは1名を配置しております。また、令和元年度からはインターンシップである大学生1名を招聘し、ALTのアシスタント的な役割を担っておりました。現在は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、日本へ自由に来日することができない状況であるため、インターンシップを配置できない状況が続いております。令和元年度の小学校学習指導要領改定により、小学校3、4年生の外国語活動が35時間、5、6年生の外国語70時間が必須となり、小・中学校とも外国語教育の重要性が示されております。松田町教育大綱においても、教育の基本方針に、夢と希望を持ち、主体的に自らの人生や未来を開き、地域や国際社会の発展に貢献できる時代の担い手、人材育成を掲げており、児童・生徒の外国語教育の強化は大切であると考えております。そのためには、短期的ではなく、長期的にしっかりと子供たちに指導できるALTの配置は必要です。JETプログラム導入の検討も考慮しながら、学級担任や外国語担当教員とALTがそれぞれの役割を担いつつ、一体感のある授業を目指し、複数体制のALTによる発達段階に応じた外国語指導の充実と強化

を図ってまいりたいと考えております。

次に、3点目の御質問にお答えさせていただきます。生理用品の無償提供についてですが、現在本町においては貧困やネグレクトとされている児童・生徒はおりません。また、本町では就学援助制度などの支援なども手厚く行っているため、児童・生徒への生理用品の無償配布は行っておりません。

現在、学校においては生理用品を家から持参することを忘れて、学校で急に必要になった場合に対応できるように、小・中学校とも保健室に準備しており、児童・生徒の申出により必要量を渡しております。生理用品を保健室で準備していることにつきましては、機会があるごとに養護教諭等が児童・生徒へ伝え、急な対応が必要なときにも安心して相談ができるセーフティーネットの体制を整えております。

トイレへの生理用品の常時設置につきましては、多くの児童・生徒が使うトイレに置くと衛生面での不安があったり、個々で使用するものは他人に触れられたくないという心理などが働いたりすることも考えられます。また、生理用品が入手できない要因を可視化するなど、貧困家庭の潜在化防止やネグレクトの無理解の防止等を鑑みますと、これまでどおり相談しやすい状況ができている保健室で対応していくことが最善であると考えております。

しかし、今以上に児童・生徒が急な対応として必要となった場合に、すぐに使用できる環境づくりに配慮していくことは大切であると重々承知しております。このため、今後、児童・生徒の実態に応じて生理用品の置き場所や配布の仕方などを各学校と検討し、児童・生徒がより安心して学校生活を送れる環境をつくっていくように取り組んでまいります。以上でございます。

7 番 南 雲 1番目のコミュニティ・スクールについて再質問させていただきます。東京都三鷹市の小学校で校長先生になられた貝ノ瀬滋氏は、教育ボランティア制度をつくり、地域の方や保護者の方がどんどん学校に来てもらえるよう、子供たちの教育に参加してもらおう仕組みをつくりました。これが後に取り組むことになったコミュニティ・スクールにつながっていきました。貝ノ瀬氏は、資源のない日本の唯一の資源は子供という人材しかないと考えられ、地域の子供たち

一人一人の豊かな人生を育むために、地域のみんで応援していくことで自分たちも人間的に成長していくと考えました。

コミュニティ・スクールは学校運営協議会を設置した学校のことを言います。松田町第6次総合計画のアクションプログラムに、2019年から2020年までに学校運営協議会の設置、2021年から2022年までに地域と学校の連携、教育の推進に係る検討、2023年から推進開始となっています。このアクションプログラムに向けて、どのような取組を行ってきたか、また2020年までに設置できなかった要因は何か伺います。

教 育 課 長 これまで進めてきたことを説明いたします。まず、現在の幼稚園・小学校・中学校に学校評議員制度というものがございまして、その委員さんの意見により、学校と地域との連携を深めた教育活動を進めることができておりました。そういった中で、コミュニティ・スクールの導入ということで、現在の学校評議員よりも一歩進んだものでございますので、教育委員会としても導入を考えておりました。

そうした中で導入できなかった、遅れた理由としましては、学校評議員という制度が教育委員会の担当者も重々承知していましたが、学校管理者とか教職員には浸透してなかったというような意識改革の必要性があったということと、また、コミュニティ・スクールを導入しているところの聞き取りとか、そういった準備または適切な委員の確保、こういった誰を委員にするかとか、そういった検討も進めていたところ、事務局として進めていたところではございましたが、結果としては計画どおりには進んでいないような状況でございました。

今後は、事務局としては準備を進めておりますので、教育委員会の事務局では導入を目指して、素案的なものを進めておりますので、今後はその案によりまして順次計画立てて進めていこうと考えております。以上です。

7 番 南 雲 課題として人材確保の問題を挙げられておりましたが、文部科学省は全ての公立学校がコミュニティ・スクールとなることを目指し、導入する教育委員会や学校等に対してきめ細かな支援や助言を行うコミュニティ・スクール推進員の派遣を行う仕組みを導入しています。コミュニティ・スクールを設置したい、

またコミュニティ・スクールってどう進めたらいいの、また地域や学校が積極的でない、そのような悩みはどここの学校でもある悩みだと言われていています。どのように進めるべきかは地域の学校ごとで違います。そんな問題を解決するのがコミュニティ・スクール推進員です。そこで伺いますが、この推進員の導入で学校運営協議会の設置を進めていくお考えはございますか。

教 育 課 長 先ほど既に事務局で導入を考えているということで説明させていただきましたが、今、素案の策定づくりに向けて準備をしております、今後コミュニティ・スクールの導入につきまして、教育委員会または校長・園長会に改めて説明を行う予定で進めていく予定でございます。

お尋ねの推進委員につきましては、その後、推進委員の候補者を選定ということか、選定し決定していくんですが、どういったものが推進委員になるかということで、既に素案的なものは事務局で考えておまして、学校長、幼稚園長、また自治会の代表、PTAの代表、社会教育委員、スポーツ推進委員とか、そういったものの推進委員をまず立ち上げまして、どうしたらコミュニティ・スクールを進めていけるかというものを検討してまいります。その後、コミュニティ・スクール導入に向け、実際の導入に向けてコーディネーターの候補者とか委員さんの選定、そういったものを決定していく予定…あくまでも数年先の目標で今、予定をしております。事務局の案として予定をしております。

具体はこれから、先ほど答弁しましたとおり、教育委員さんにも相談し、意見を求めまして、実際の学校現場の代表であります校長先生、園長先生の意見を聞きまして、導入に向けた取組を進めてまいる予定でございます。以上です。

7 番 南 雲 素案ができていて、そのまま進めていただけるとありがたいと思います。先ほど申し上げていただいたように、コミュニティ・スクールは長期スパンで考えなければいけない取組と言われていています。大変な取組で、負担を感じることも少なくないとも言われています。しかし、本格的に進み始めると地域が協力的になったり、新しい教育がやりやすくなったり、教員の働き方改革が進んで教員の負担感が減ったりすると言われていています。

神奈川県では29年4月現在、横浜市、川崎市、厚木市、小田原市、海老名市、

秦野市、近隣の開成町がコミュニティ・スクールを導入しています。開成町では公立幼稚園、小・中学校、全てがコミュニティ・スクールを導入しています。教育委員会で「コミュニティ・スクールだより開成」を発行していて、コミュニティ・スクールや学校の様子等がとてもよく分かり、コミュニティ・スクールや学校への町民の理解も深まっています。コミュニティ・スクールの成果として、学校の様子を地域や保護者に見ていただき、先生と親密になれる。老人会・婦人会など、町の団体が子供たちのために何かしたいと動き出し、町が活発になると挙げられています。このような先進事例を研究していくことも大事だと思います。今後コミュニティ・スクール導入に向けて、どのように推進していこうと思っていられるかを伺います。

教 育 課 長

今、事例で挙げた市町につきましては、ほかにもですね、近隣で山北とか、今年から大井町が始めたというふうに聞いております。そういった近隣の町にも、これまでどういった取組をしてきたのか。導入済みの学校、市町につきましては、どういった効果があったのか、どういった苦勞があったのかと、そういう細かな先進事例をですね、よく調査して、今、学校評議員が円滑に進んでおるのもありますが、より一歩進んだコミュニティ・スクール導入、形骸化しないためにはそういった先進事例をよく研究しまして、松田町の担い手となります子供たちの地域、地域で総がかりで関わられるように、そういったしっかりした体制で臨んでまいりたいと思っていますので、御理解をお願いいたします。

7 番 南 雲

次代を担う子供たちを地域で育てることをコミュニティ・スクールで達成していくとの思いで、大変ですが、取り組んでいていただきたいと思います。

次に、2番目のJETプログラムに移りたいと思います。日本は島国であるため、日本の文化・芸術がなかなか海外に伝わりづらいと言われていています。それと同様に、日本人は日常的に外国人と接する機会がまだまだ多いとは言えません。新学習指導要領で小学校の教科として外国語が2020年4月より全面実施となりました。そのような中、ネイティブスピーカーの発音を子供たちに聞かせることは大変有効であります。ネイティブスピーカーとは、ある言語を母国語として話す人のことです。30年以上前から総務省、外務省、文部科学省と一

般財団法人自治体国際協会の協力によって続けられてきたプロジェクトがJETです。先ほど1年間の期間とおっしゃいましたけれども、最長5年間に参加することもできます。現在約1,000ぐらいの地方公共団体が参加者を受け入れています。本町でもALTを配置されていますが、その現状について伺います。

教 育 課 長 本町のALTの状況でございます。平成30年9月までは2名の複数配置で行っておりました。30年9月にですね、長年勤めていたALTの方が、ちょっと家の都合によりまして母国に帰ってしまったといった状況がございましたので、かわりにインターンシップであります大学生を、代わりにですね、令和元年度から採用いたしまして、ALTのアシスタント的な役割を担っておりました。現在は、先ほどの答弁でもありましたとおり、日本に自由に来日できない状況であるため、現在ALT1名のみで幼稚園、小学校、中学校、適応指導教室を教えております。こんな状況でございます。

7 番 南 雲 今、幼稚園から中学校までお1人で行っていただいているということで、承知いたしました。

それで、先ほどJETプログラムに係る費用についてですが、ALTを任用した市区町村などの地方自治体は、その人数に応じて国から1人当たり約500万円の普通交付税が加算されます。渡航費用は、その普通交付税措置で充当できると思いますが、いかがでしょうか。

教 育 課 長 議員おっしゃいますとおり、地方自治体のJETプログラム参加に伴いまして、任用に要する経費としまして、報酬、旅費などの額を、参加人数に応じた普通交付税は措置をされるというふうにJETプログラムのプログラムパンフや、実際に電話してみまして確認をできました。ただ、渡航費用に充てられるというのは、ちょっとそこまでは、何を普通交付税に充てられるというのものないので、充てられるかどうかというのはちょっと不明でございました。状況を確認しましたら、いろんな国から日本に来てJETプログラムに当たっておりますが、1回当たりの費用14万から15万は、先ほどの答弁にありましたとおり、一応市町の費用で見ているといった状況でございました。

7 番 南 雲 ありがとうございます。今おっしゃられたように、まだちょっと定かじゃな

いところがあるということで御理解いたしました。ALTが確実にできるようになるまでに時間がかかる場合が多いとありますが、成功されている自治体もあります。

例えば群馬県の高崎市の例ですが、教育委員会では夏休みを利用して子供たちがALTと触れ合うイングリッシュフェスタをALTの献身的な協力で行っています。このイングリッシュフェスタでは、ALTが小学生と自己紹介をはじめとした会話をしたり、自国の文化を紹介するブースや、ゲームをしたりして会話や活動を楽しみます。また、イングリッシュサマースクールでは、聞く、話す活動や興味あることについて英語でプレゼンする活動を行っています。この取組に関わってきた方は、ALTの学校教育における役割は、特に初めて英語に触れる子供たちにとって非常に大きいと実感されています。高崎市では市内の全小・中学校1校に1人の割合でALTを任用しています。本町の小・中学校においても、他の自治体の先進事例を研究して、各学校での生き生きとした英語教育が期待できるように、このJETプログラムによるALTの各学校の1人の任用を検討していくべきだと考えますが、御見解を伺います。

教 育 課 長 先ほどの答弁にありましたとおり、人生や未来を開き、地域や国際社会の発展に貢献できる松田町の次代の担い手をぜひとも育成したいと思っております。そういったことで、児童・生徒の外国語教育の強化は大切であると感じております。御質問ありましたとおり、今は1人の体制でございますが、複数体制の考えもありますので、JETプログラム導入も検討しながら、かつてやっておりましたインターンも含めて、またいろんな角度からですね、どうしたら英語が上達するのかということも含めまして、また現場の先生の見聞も聞きながら、慎重に進めていきたいと思っております。ぜひとも複数体制による導入も考えておりますので、よろしくお願いいたします。

7 番 南 雲 続きますので、3番目に移らせていただきます。国会では2021年3月4日の参議院予算委員会にて、公明党の佐々木さやか参議院議員が生理の貧困問題について質問しましたところ、丸山女性活躍大臣は対応を検討すると回答。その後、政府は新型コロナウイルスに対応するための予備費を活用し、経済的な理由で

生理用品を買えない女性への対策を進めることといたしました。その後、松田町へ3月23日、24日と、町長と教育長宛てにコロナ禍における女性の負担軽減に関する緊急要望書を提出させていただきました。提出後、町長の迅速な対応で、防災備蓄品として生理用品の備蓄や町役場と生涯学習センターの女性トイレに生理用品を配置していただきました。小・中学校では保健室に置いて必要となった児童・生徒に配布をしているとのことですが、各学校の配布の対応の状況をお伺いいたします。

教 育 課 長 現在、生理用品の配布状況でございますが、松田小学校と松田中学校につきましては、生理用品を保健室に置いております。また同時に、緊急時に備えまして、パンツも置いております。松田小学校につきましては、パンツにつきまして…生理用品につきましては、どちらの学校も…寄小学校も含めまして、そのまま差し上げてしまうんですが、パンツにつきましては松田中学校はそのまま渡してしまうんですが、松田小学校は後で返却していただくというような対応をとっております。こうしたことで緊急時に備えた対応をとっております。以上でございます。

7 番 南 雲 今おっしゃった中で、今までどの程度の頻度で差し上げていたかを伺いたいと思います。

教 育 課 長 今までの状況でございます。緊急的なもの、突発的なものでございますので、いつも決まったお子様ではございません。突発的に必要な児童・生徒の申出により渡しておる状況でございます。松田小学校につきましては、昨年度三、四回ありました。今年度は1回ということでございます。松田中学校は、月に1回以上。多くても月に4回ぐらいだというような状況でございます。寄小学校は事例がありませんでした。以上です。

7 番 南 雲 使用されている児童・生徒がいらっしゃるということが分かりましたので。新型コロナ感染拡大の影響により、部活・放課後の過ごし方が変化し、修学旅行等の行事も中止となり、子供たちの生活も一変しました。ステイホームによる外出を控えることも相まって、多くの子供たちが少なからずストレスや息苦しさを感じていると思います。生理用品を用意しなくても安心して学校に来ら

れるようにすることで、子供たちの健全な成長の助けになることと思います。生理用品が必要な児童・生徒が、保健室に男子がいた場合や先生に伝えにくかったり、また何らかの理由で何回も保健室に行かなくては生理用品がもらえなかった場合など、子供たちにとってかなりの負担になっていると思います。区立の小・中学校の個室トイレに生理用品を設置している品川区では、生理であることを先生などに打ち明けなくても、自由に生理用品を使えることで、本当は必要だけれども言い出せなかった子供たちに届くのではないかと。手にとりやすく、プライバシーも尊重できる。生理をめぐる不安を一つ取り去ることで、子供たちの学びの環境整備になると、小・中学校の個室トイレ等に生理用品を配置しています。

神奈川県内では大和市、綾瀬市、海老名市、中井町で生理用品を学校の個室トイレに設置しています。綾瀬市の個室トイレには、消毒液の横に生理用品を入れる箱があり、箱の蓋には先生からのメッセージが書かれていて、衛生面でも配置されています。このように他自治体で子供の学びの環境を整えるために生理用品を個室トイレに置いて対応していることに対して、どのようにお考えになっているか伺います。

教 育 課 長 個別のトイレ、ブースに置いていくという事例を聞いております。そういった中で、実際の生理用品をそういったところに置くと、湿気等で駄目になってしまうというような事例も聞いております。近隣では中井町が今年度から導入したということで聞いておりますが、特に問題がないというふうなことで聞いておりますが、その置き場所とか配布の仕方は各学校と検討しますが、今のところは個別に置くというような考えはございません。今、保健室と相談しやすい状況をつくっておりますので、保健室で対応するといったことで考えております。ただ、緊急の場合もありますので、例えばトイレの流しのところに生理用品は保健室に置いてありますとか、そういった新たに気づくような、誘導するような貼り紙をすとか、そういった工夫も養護教諭と校長先生と相談しながら、緊急に対応できるような仕組みを考えてまいりたいと思っております。

7 番 南 雲 分かりました。先ほどの答弁に、ネグレクトはないとありましたが、今、現

状だけを見るのではなく、これから先起こることも想定していかななくてはならないと思います。また、生活困窮者もいないとのことでしたが、こういった事例がありました。松田町では国の事業で、コロナ禍で生活困窮者に社協が窓口になり、緊急小口資金の貸付を行っています。100件ぐらいお申込みがあり、複数回の御利用者を除いても60件ぐらいあり、その中には子育て世代の御家庭もあったそうです。7月に社協で生活困窮者に日用品や食料品の配布を行いました。子育て世代の方は社協から声かけをしなければ来られなかったそうです。生活困窮者の潜在化を考えるべきだと思いますが、お考えを伺います。

教 育 長 南雲議員さんの言われるとおり、今後そういった困窮者、それからネグレクト、そういった形にかかってしまうお子さんも出ることは心配されます。だからこそ、学校では毎日の朝の健康観察、それから子供の様子、特に保健室等ではそういった子供の観察、相談しやすい状況、そこから発見しやすいという体制もできております。ですから、逆にトイレの生理用品を置くというような状況ももちろん、緊急対応として考えていくことだと思いますので、これは先ほど申し上げたとおり、学校と再度検討のほうは進めてまいります。そうしたことで子供たちが保健室に来ることで、やはりそういった状況を把握していく。そういったこともメリットとしてございますので、特にやはり相談活動をしつかりできる体制、子供たちがそういった困ったときに、やはり「困った」と言えるような子供たちに育てていきたいというふうに考えておりますので、そういったところは今後も注視しながら教育活動を進めていきたいというふうに考えております。以上です。

7 番 南 雲 すみません。そうしましたら、ほかのちょっと角度で質問させていただきます。「#みんなの生理」のアンケートで、過去1年以内に生理が原因で学校を欠席・早退したことがある人が49%いたことが分かりました。生理の貧困は、お金の問題だけではなく、今まで水面下で分からなかった女性特有の問題が表面化してきているのだと考えます。

SDGsの開発目標の3に全ての人に健康と福祉、開発目標5にジェンダー平等の実現とあります。4月6日に放送されたNHKクローズアップ現代の中

で、トイレに入ったらトイレットペーパーがあるのが当たり前です。でも、女子トイレの92%には同じくらい大事な生理用品が置いていない。これはアメリカで女性団体が作った「もしトイレットペーパーが有料だったら」という動画です。言葉とともに公共施設や学校などに生理用品を置くべきだと求めています。多くの公共施設や学校のトイレには、トイレットペーパーが無償で備えられています。生理用品もどこのトイレに行っても普通に使えるようにする。生理の貧困が女性だけの問題と捉えるのではなく、ジェンダーギャップをなくす社会にしていくと考えるべきだと思います。今、子供たちの7割がストレスを抱えていると言われていています。子供たちに寄り添い、少しでも悩みを取り除き、安心して学校に来られる環境の一つとして、学校の個室トイレに生理用品の設置を考えています。

先ほど教育長の御見解は伺いましたが、町長が今回公約で学校のトイレに設置していくということでありましたので、町長の御見解を伺いたいと思います。よろしく願いいたします。

町長 先ほど南雲議員がおっしゃられるとおりですね、本当にSDGsを推進する町としては様々なことに今後対応していかなければいけないというのは、私の考え方にもあります。今、学校の担当部局のほうから様々な対応策についてお話がありましたけども、先ほど前向きなね、話もあったように、今後状況に応じて学校のほうとよく話をして対応していきたいというふうな話もありましたので、その辺の推移をしっかりと見ていきたいなと思います。

ここで一番大事なものは、ついてはここもそうですけどね、やっぱり男が多くて、男はそういうふうなの、なかなか私もうちの子供2人とも男なもので、そういった対応をしているようなこととか、大変な思いをしたというようなことについては、やっぱりなかなか敏感ではないところは非常にあるので、この今回の御指摘をもらって、私の考え方からすれば、学校の先生だけでなく、子供たちの意見をですね、しっかりと聞いて、いや、先生そういうのがあったほうが便利だよということであれば、多分学校の先生たちもそういった上での考え方について、また推進をしながらですね、やっていく。また、それがまた

隠れた形にならないようにということで、教育長が先ほど言われたように、保健室にやっぱり行ってもらって、状況の確認していくということも、やっぱり2つとも大事なことだと思います。そういったプロセスを進めながらですね、今の御提案いただいたようなことが、よりこういった格好で具体的にケース・バイ・ケースに合ってできるかどうかを、今後前向きに検討していただけたらと思うので、もうちょっと時間をですね、頂きながら対応させていただきたいと思います。以上です。

- 7 番 南 雲 以上で私の質問を終了させていただきます。
- 議 長 以上で受付番号第2号、南雲まさ子君の一般質問を終わります。
- 議 長 暫時休憩します。11時5分から再開いたします。 (10時51分)
- 議 長 休憩を解いて再開いたします。 (11時05分)
- 議 長 受付番号第3号、井上栄一君の一般質問を許します。登壇願います。
- 6 番 井 上 それでは一般質問をさせていただきます。受付番号第3号、質問議員、第6番 井上栄一。件名、新松田駅周辺整備事業と将来財政推計について。
- 要旨。(1)都市計画決定、再開発事業としてこの計画を進めようとしていますが、集約施設整備への大口不動産事業者(ディベロッパー)の参入が見通せない場合、土地保有者と書いてありますが、土地所有者や地上権者、テナント利用者等の理解が得られない場合、組合への加入意向がない場合、また土地の譲渡等に同意されない場合の再開発事業の今後の進展は。
- (2)3月定例会において、9月までに町公共施設個別施設計画及び1市5町資源循環型ごみ処理施設に係る将来財政負担を示すと回答され、予算特別委員会報告の附帯項目においても、新松田駅周辺整備事業を審議する必要条件としていましたが、いまだこれらの事業計画を含めた財政推計が示されていません。町長の回答をお願いします。よろしくをお願いします。
- 町 長 井上議員の御質問に順次お答えを申し上げます。
- まず、新松田駅周辺整備事業につきましては、令和4年度末を目標に再開発準備組合の設立を目指し、令和3年度予算において、3年間の債務負担行為の1年目として詳細設計業務委託を計上いたしました。債務負担行為の修正、

削除及び事業執行の凍結となったことから、町側で改めて計画を見直し、今年8月4日、議会全員協議会で御説明をさせていただきましたとおり、1年遅れの令和5年度末を目標として都市計画決定を目指しているところでもあります。これまで地権者の方々には事例紹介を交えて再開発事業の仕組みや権利返還を含む事業の流れ、組合施行に伴う組織づくりや事業協力者の必要性などの説明を行い、準備組合設立に向け継続して支援を実施しているところでもあります。今後改めて近況報告を兼ねて地権者の方々に戸別訪問させていただき、再開発事業に対して現時点での御意見等を頂戴し、地権者の皆様方の中で再開発準備組合の参加意向について御検討されている方々と事業区域の選定、施設の規模や種別、用途など、より具体的な調整に入ります。今後、現在関心を持たれている民間の事業者に関連資料の提供を行い、事業協力について具体的な検討をお願いしていく予定としております。なお、現段階では具体的な図面などを用意して、対象となる皆様にお示しできておりませんので、再開発事業について憂慮されておられる地権者の方がいらっしゃるのも当然のことですので、そのような方々にも事業進捗に合わせて情報提供を行い、再開発事業に協力を賜れるよう、引き続き支援をしてまいります。

さらに、準備組合設立には個別資金計画等事業資金計画の作成、事業協力者の選定、権利者の検討合意など多くの課題を解決して、一步ずつ前に進めることが重要であります。御質問のように、ディベロッパーの参入がない、地権者の準備組合の参加がない事態であれば、そもそも準備組合設立ができないと考えられます。その場合、都市計画決定もとれないため、事業手法そのものを再度検討することになります。私どもといたしましては、新松田駅南口駅前広場整備のように、道路整備事業として実施し、現状のように8年間事業の進歩が見られないような事業手法ではなく、計画的なまちづくりを推進するため、都市計画決定を行い、約10年先を見据えた重要なまちづくり事業として今後も引き続き丁寧な説明をさせていただき、地権者の皆様と協力して事業を進めてまいりますので、議員の皆様方にも御協力のほど何とぞよろしくお願い申し上げます。

続きまして、2つ目の御質問にお答えをいたします。まず、町の公共施設・個別施設計画については、7月6日の議員皆様の議会全員協議会にて公共施設の大規模改修をはじめ更新時期やその財政負担について担当課より御説明をさせていただきました。また、1市5町資源循環型ごみ処理施設に係る将来財政負担については、令和3年3月定例会の中で、本年9月ごろに足柄上地区1市5町のごみ処理広域化の全体調整を担う足柄地区資源循環型処理施設整備準備室より施設整備に係る概算見込み額が示される予定であると担当課長より回答をいたしました。1市5町によるごみの減量化・資源化、既存の施設の取扱いなど、基本的な調整が遅れているため、現時点では本年10月に開催予定の執行者会議において、ごみ処理方式や処理量の規模などについて協議を行い、方針が決定し次第、全体の概算事業費の算出を見込んだ後、各市町の負担割合などを協議する予定となっております。

現時点での状況から申し上げますと、公表できる施設整備の試算が示されるのは令和3年度末になる予定です。このようなことから、1市5町資源循環型ごみ処理施設の広域施設整備を含めた財政推計については、以前から公表できる試算が見込まれた時点で議会に報告する旨説明をしておきましたので、もう少しお時間をくださいますよう、よろしく願いいたします。ただし、松田町として今後進めていく必要性の高い事業も控えておりますので、そのような実情を踏まえた上で、町の財政推計についてはこれまで大型公共事業の新松田駅周辺整備構想段階での事業費試算をはじめ、当初予算編成時等を含めた財政推計を全6回議会にお示し、説明を行った上で予算の議決を賜り、各種事業を進めてまいりましたことは、御周知のとおりでございます。

現在、最新の財政推計については、本年3月に行われた議会全員協議会にてお示ししたのから、松田小学校整備事業に伴う国庫補助金の増額及び起債の減額、各種事業に伴う交付税算入額の再確認、確定した利率の見直しなど、最新の計数にて精査し、7月6日の議会勉強会のときから議会への説明ができるよう準備を整えておりましたが、議員の皆様方との都合が合わず、説明の機会が先延びとなっている状況です。

また、3月議会での一般会計予算審査特別委員会報告の附帯要件において、広域施設整備費を含めた財政推計を作成してから新松田駅前整備を実施すべきである旨報告がありましたが、8月の臨時議会において既に御説明させていただいているとおり、令和3年度一般会計予算に計上している新松田駅北口駅前広場詳細設計業務委託料1,000万円については、議会により凍結と指示を受けておりますが、凍結を解除されても3年間の債務負担行為を修正削除されたことにより、継続的な事業としての裏づけがなくなったことから、国の補助対象から外れ、当初予定した詳細設計業務委託料の歳入歳出の執行見込みがなくなったため、特別委員会報告の附帯要件に当てはまらなくなっていると考えております。

このようなこともあり、新松田駅周辺整備事業については、改めて国や県と調整を行い、本事業の進め方を変えたため、本年8月の臨時議会において本年度は調査費のみの事業として700万円を計上し、提案させていただいております。その後、継続審査となっておりますので、審議の際に改めて御説明させていただきたく、機会を願いを申し上げます。

改めて申し上げますが、広域施設整備費を含めた公式な財政推計については、施設整備準備室等から公表された数値をもって議会及び町民の皆様方に対し、より正確な将来財政推計及び公債費の見込みを必要に応じて見直しながら、皆様方にお示ししてまいりたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。以上となります。

6 番 井 上 それでは再質問をさせていただきます。今回の選挙戦の中で、本山町長はですね、新松田駅周辺整備事業、事業費149億円であるが、町の持ち出しの財源負担は15億円とされておりました。令和3年7月6日のですね、議員研修会のほうで、まちづくり課のほうから出されました資料もですね、そういった町負担額15億、細かく言うと15億6,000万円ですか。というふうな形での数字がですね、町負担額として示されております。

そこでですね、再質問の中でですね、再開発事業として進めていく場合のですね、選択肢がいろいろ出てくると思います。1回目の答弁の中では、そうい

った形でディベロッパーの参入がない場合、地権者が準備組合への参加がない場合は事業手法の検討をするという答弁でしたけれども、もう少し例えば細かくですね、した場合に、例えばディベロッパーの参入が見込めない場合のですね、検討として、もうそこです、単純に判断をされるのではないのかなというふうに考えますが、まず再質問の1点目としてですね、集約施設の事業費ですね。今現在、集約施設、再開発関係のビルですか、は100億円とされております。それで、その事業規模をですね、検討をするということは考えられるのか。それを検討されるとですね、その100億円のかと。それともさらにですね、継続的に100億円の事業規模でのディベロッパーの参入事業者を何年か、数年かけてとかいう形で探し続けるのかということ。集約施設事業の検討をする場合ですね、やはり保留床、床等の関係もあるので、幾らぐらいまでの事業費の規模の引き下げを見込んでいただけるのか。等の回答をお願いをしたいと思います。

参事兼まちづくり課長 それでは御回答申し上げます。まずですね、ディベロッパーにつきましては、そもそも見つからなければ再開発事業はできないというふうに考えておりますので、規模の大小にかかわらず、ディベロッパーの参入は必要であるというふうに考えております。

その次に、事業費100億、事業規模、保留床等につきましては、今後再開発事業に御賛同いただける地権者の方々との調整になります。現在、基本構想・基本計画で示させていただいているものは、あくまで構想であります。その中で実現可能なエリアを選定して事業を展開していきたいというふうに今、考えております。以上です。

6 番 井 上 ありがとうございます。としますと、必ずしも全体の事業費149億、公共額が49億で100億なんだけれども、地権者の同意がない地域については、当然そうしますと集約施設の建てる面積が減ってくるということであると、その100億というのは当然それに伴って、面積等に伴って変動をするということによろしいでしょうか。

そうするとですね、かなり例えば15億円の町の持ち出し分、15億6,000万円

ですか。それについても同じく変動をするという理解でよろしいかどうかをお伺いします。

参事兼まちづくり課長 お答えいたします。金額はまだこれからですので、数字で答えることはできませんけども、その規模に合った割合で変動してくるという考え方でいいと思います。以上です。

6 番 井 上 それでは、ディベロッパーの参入が見込めないと再開発事業としては成り立たない。そうするとですね、都市計画決定も当然受けられないという見込みだと思いますが、このコロナ禍の中でですね、やはりいろいろな経済的な全国的に経済的な影響等が及ぶというふうに思います。今現在からですね、ディベロッパーの参入が見込めないというふうに判断される時期、先ほど10年間というふうなお答えもありましたけれども、どの程度の期間ですね、ディベロッパーの参入が見込めないのでこの新松田駅周辺整備事業については事業手法を検討するということの、何年ぐらいですね、それに時間的にはかけられるのか。そこをお伺いをしたいと思います。

参事兼まちづくり課長 今の予定でございますけども、令和4年度末までには再開発準備組合の設立を目指しております。少なくとも令和4年度でですね、準備組合設立の段階ではディベロッパーさんに手を挙げていただけるように、町としては進めていきたいというふうに考えております。以上です。

6 番 井 上 先ほど町長の答弁の中でね、準備組合は令和4年度末、都市計画決定は5年度末という答弁がありました。そこまでで努力をするということで理解をさせていただきました。

それで先ほども言いましたように、町の新松田駅周辺整備事業の財源負担分15億円ということであります。やはりその前提となっているのは、小田急の関係のですね、小田急のほうの負担金とかですね、土地に係る寄附だというふうに思っております。まずですね、小田急が関連する事業としては、駅前広場整備と橋上駅舎、南北自由通路ということだというふうに思っていますが、その中でですね、事業計画の説明の中で、株式会社小田急が所有する駅前広場に関するですね、土地はですね、寄附を受けるということで説明をいただいております。

ますが、その了解は得ているのか。また、ただ時点としてですね、やはりコロナが、前、小田急のほうでもですね、そういった了解を得たというのは、このコロナ禍の前の時点ではなかったかなというふうに記憶していますが、今現在ですね、やはり大分小田急電鉄の利用者等も様々なコロナ対策とかですね、リモートワーク等の関係で減少しているというふうに思います。小田急のですね、電車が踏切とかですね、うちの前を通っている電車を見ても、かなり乗っている乗客は少ないなというふうに思っております。そういったコロナ禍の影響の中でですね、その15億円の松田町負担の財源に対して、駅前広場の土地をですね、寄附を受けるということに対して、現時点ではどうなのか。

またですね、小田急関連の橋上駅舎とかですね、南北自由通路に対して、小田急の負担金が5億円ということで事業費の説明の中にもありましたけれども、それについてはですね、やはりこういう今現在の状況の中で、5億円を負担するというふうな説明がありましたけれども、その了解は得ているのか。また、その了解についてですね、現在までもですね、継続して有効な了解なのか。その小田急関連の質問をしたいと思います。

参事兼まちづくり課長

それでは、御質問にお答えをします。まずですね、これは一つ私の認識と違ったところがですね、小田急は土地を寄附をするということを私は明言してないと思います。寄附で調整していきたいというお話だけだったと思います。これにつきましては、今のところ寄附で調整していきたいという気持ちはいまだに変わっていません。

それからですね、小田急さん、なかなか経営状態も厳しいということでも聞いております。まさにですね、箱根を中心とした観光客の減少と、そういったことで観光路線としての小田急電鉄さんの役目も多うございます。そういった中で、会社の経営が厳しい中で、じゃあ小田急は本当にお金を出してくれるのかどうなのかというお話だと思います。また、広場の土地について、寄附なのか買うのか。これはですね、計画の中にお示ししてありますけれども、小田急さんとこれから2年間をかけて調整、まず今年1年、内部調整をさせていただいて役場の中でですね、どういった方法でやっていくのかというのを県とか過去

にやられている他市町村にお話を聞きながら、どういうふうに進めていったらいいのかという、町で独自で考えていきます、本年度。それから4年度、5年度にかけてですね、小田急電鉄さんとどのようにやっていったらいいのかというのを調整を持っていきます。最低で2年間は調整に必要ですよ。事業をやっていくための調整に2年間はかかりますよというふうには小田急さんには言われておりますので、その中で費用負担であったり、土地の取得であったり、そういったことが初めて決まってくるものだと考えております。以上です。

6 番 井 上 小田急の駅前広場ですね、小田急所有地のほうはですね、そういった高橋参事のほうの期待値といたしますか、そういった点があったと。ただ、原則としてですね、例えばこういった再開発事業ですと、鉄道事業者は6分の1を、その土地をですね、供出するといいますか、譲渡するというふうな決まりがあるということでは理解しておりますので、その残りについてどうするかということですね。

例えばですね、その辺が小田急のほうの調整をこれから2年かけてするんですけれども、その時点でですね、土地についてはですね、残りの6分の5は…6分の1はですね、法的に提供していただくと。6分の5はですね、買取りでお願いをしたいというふうな場合であるとですね、大分その松田町負担分というのが15億円からですね、増えていくと思いますし、あと橋上駅舎・自由通路のほうもですね、それは難しいということであると、橋上駅舎・自由通路の整備というものの事業をですね、どういうふうに今後考えていくのか。仮定の質問で申し訳ないんですけれども、それについてお示しをしていただけたらと思います。

参事兼まちづくり課長 今議員おっしゃったとおり、仮定の御質問でということですので、私も仮定でしかお答えできませんけども、まず小田急さんと調整をしていくことは、小田急さんと話し合った中で、どのところにゴールがあるのか、どういった形で決着するのか、今の段階で私は分かりませんが、町が望んでいる決着というのは、やはり費用を抑えて、なるべく寄附をしていただいて、なるべく橋上駅舎・自由通路にもたくさんお金を小田急さんが出してくれると。それを望ん

で、その方向に行きたいというふうに考えておりますし、例えば都市計画決定の話はありますけれども、橋上駅舎・自由通路に関しては都決の対象ではありませんので、広場を含めた中でのお金にも、お金に関係なく計画そのものは進めていけるんじゃないかと思っています。最終的に実施の段階になる前にどのようにしていくか。それを2年間かけて、じっくりと小田急さんと調整をしていきたいというふうに考えます。以上です。

6 番 井 上 ありがとうございます。そこの今のですね、私の質問に対してお答えをいただいたんですけども、それにちょっと関連する部分でですね、例えば駅前広場とか橋上駅舎と自由通路ですか。等についてはですね、再開発事業ではないというふうな今、説明があったかと思うんですけども、単独で…単独というかね、それを再開発事業でやると、ではないというふうに私は理解したんですけども、そこの点は違いますか。

参事兼まちづくり課長 説明が不足なくて申し訳ありませんでした。都市計画決定をとって再開発事業でやらないのは、橋上駅と自由通路です。それはですね、もともと都決の範囲の中には含まれていませんので、今予定している都決の範囲は駅前広場と集約施設というもの、あと道路ですね、その周りの…周りというか、前の道路ですね。ロマンス通りのことですね。それを含めた中での都決を今考えているところであります。

6 番 井 上 了解しました。であるとですね、例えば橋上駅舎の場合ですね、財源負担としてですね、15億円の中で、小田急の負担が5億円というふうに書いてありますけれども、そのほかに町負担額が5億円、国負担額が5億円というふうになっております。その場合でもですね、これを一体的な部分の事業費でないという場合もですね、橋上駅舎については国はですね、都市計画決定を受けない場合等においても5億円の国の負担、国庫補助金ですね。国庫補助金となるのか交付金になるのか、ちょっと分かりませんが。そういった国のほうの財源的な措置は頂けるのか。

とですね、あと…これですね、15億円が橋上駅舎と南北自由通路ですよ。それを含めたものが15億円の中で、国の財源負担というのは、再開発事業とな

らない場合でもですね、それは頂けるのか。その確認をしたいと思います。

参事兼まちづくり課長

まずですね、南北自由通路につきましては、立体横断施設、安全対策ですね、歩道を整備したり歩道橋を整備したりというのと同じ事業でございますので、当然国費は、都市計画上の再開発ということではなくて、他の事業の補助メニューで一応やっていく予定で、これは国費は2分の1はつくというふうに考えています。

また、橋上駅舎につきましては、ほとんどの費用が橋上駅舎にしてもらうための補償。補償で、ある一部は橋上駅舎に補償で今ある駅舎を移転するというイメージになりますので、補償補填になります。これもですね、道路事業、またそういった安全施設対策、安全対策というメニューがありますので、これはですね、セットで別のメニューでやっていくのが一般的な例です。一応補助金は入ると、国の補助金は入るというふうに考えています。

6 番 井 上

ありがとうございます。安全施設としてのですね、橋上駅舎、南北自由通路については、補助金のほうはですね、小田急の負担分を除いた部分の2分の1の予定でですね、交付を見込んでいるということで了解をしました。

再開発事業としてですね、あと、地権者とかですね、地上権者の関係に移りたいと思います。この7月に頂いた資料の中にもですね、何件かですね、地権者の中に代替地を望んでいる。これに転出と書いてありましたけれども、そういったことかなというふうに理解をしますが。その代替地を望んでいる場合のですね、今現在の町の考え方をお聞きをしたいと思います。代替地を望んでいて、現在新松田駅前に土地を所有しているんですけども、ほかの土地をですね、購入をしたいという場合ですね、やはりこの辺は駅前広場であるとですね、それは公共事業になりますけれども、例えば集約施設の中に、集約施設の予定地の中にですね、そういう土地を持っている場合等もあります。その辺をですね、どういうふうな振り分けがされるのかですね、それともこれは一体なもので、駅前広場の中の土地部分と集約施設の土地もですね、全部その辺は保留床等の返還、または代替地で対応するというふうに理解をしていいのかというのが1点目です。

その場合ですね、代替地を確保する努力は、なかなか今現在ですとね、自分で探せという選択肢もあると思いますが、なかなかそれではですね、そういう用地交渉の過程というのは、どうしても長期、長くなってしまいうところもあります。その辺にですね、じゃあ誰が、その代替地の確保の努力を町が行うのか、それとも再開発組合が行うのか。そういった部分の代替地の確保努力は誰がするのかと。

そうすると、その代替地を購入する資金をですね、誰が負担を、一時的にですね、負担をすることになるのかというところが今のところあまり明確になっていないのではないかなというふうに思います。それのですね、3点についてお伺いをいたします。

参事兼まちづくり課長

御質問のですね、事業を進めていく中での例えば権利返還、代替地、もしくは売っただけでおしまいみたいな、いろんなパターンがこれから想定されます。あくまで、今の御回答になります仮定でしかありません。誰がどんな面積で、何の目的でという代替地が決まってないところで、こういうふうにしたいというのは、一般論としてお答えしますけれども、一般的に準備組合に入っていたいて、権利返還で、例えば権利床をいらないよと、他の場所へ、郊外、要するに計画区域外への転出ということであれば、一般論としては組合ですね、組合さんのほうが代替地を探すと。その代替地の取得も組合のほうで取得するというのが一般論です。しかしながら、例えばそれが広場の土地の地権者、今後広場になっていくだろうという場所の地権者であれば、中には組合に入らないという形の方もいらっしゃると思います。そういった方の場合には、一般的な道路事業に近いふうに考えていただければ、町で補償、用地補償を行って、その方に対してどこかほかの場所の土地を探すという形、もしくはその方の、組合に入っていたかいないんだけど、保留床に移っていただくというやり方、買ってですね、代替地として。やり方はいろいろあると思いますけども、その方のライフスケジュールにのっとった形で調整していきたいというふうに考えます。以上です。

6 番 井 上 ありがとうございます。基本的にはですね、組合に入り、組合のほうです

ね、組合に入った方に対しての代替地を希望であればですね、そういった部分の代替地確保とか、その資金の提供は組合のほうがされるということというふうに理解をしました。

この再開発事業というのは、かなりその辺の組合員の構成というのが課題になるかなというふうに思いますが、例えば土地所有者のですね、半数、ちょっと大きさに言ってしまいますけれども、50%の方がですね、代替地を希望したというふうな場合はですね、この再開発事業としてですね、新松田駅の整備事業の施行方式というのを…施行方式にはいろいろね、前の勉強会でもありましたが、組合方式によるものと、あとは例えばこの間、川崎市の事例の中ではですね、川崎市の直営の方式等による場合というふうなこともですね、勉強会の中でありましたが、半数とかですね、程度の方が代替地を希望した場合に、この再開発事業の施行方式をですね、どういうふうにされるというふうに考えているのか。今現在は組合方式だということだと思いますけれども、その辺をですね、地権者が半分ぐらい代替地でも、その辺は堅持されるのか。それをお伺いをいたします。

参事兼まちづくり課長

これもあくまで想定というか、仮定の場合ですけども、準備組合に入られて…組合に入られて代替地を希望する場合には、当然その土地は組合でディベロッパーさんを含めた中で組合が買うので、どこの場所に移ってもさほど問題はないのかなというところだと思っています。組合自体に入らないで、一般的な用地買収方式みたいな形の方ばかりになっていったときに、どうなるのか。それにつきましては、私もあまり想像したことはなかったんですけども、準備組合に入られるのがまずは原則だよということから始まって、権利床とかは税の、税金等について優遇されることが多いと思います。権利返還された土地を、例えばものを保留床で頂く場合には税が軽減されるとか、そういったプラスの部分が多うございますので、皆さんそういったことを考えたときに、半分以上の方が代替地がいいよというのは、なかなかないんじゃないかなというのが駅前の再開発事業であるというふうに考えていますので、またそういった事案が発生したときには、今、議員おっしゃったとおり、町、公共団体が直接再開発

を行う方式もあります。全部土地を買ってしまって、全部町がやるようなビルを建てるみたいな、そういった方式を過去にはやられている例もたくさんありますが、現在それをやってですね、決して成功するとは思っていませんので、その形だけはやりたくないというふうに今思っています。準備組合を設立、組合施行という形を目標に実施していきたいというふうに考えます。以上です。

6 番 井 上 ありがとうございます。直営方式ですとですね、事業費の中の先ほどの町負担の話もありましたけれども、それがもうかなりですね、全然局面的に違う、かなり過大なですね、町負担額を、支出をすることになるし、また例えば床の販売等に対してもですね、かなりリスクを伴うというふうに思っております。そういった方向性をお聞きをいたしました。

そこでですね、町長にお伺いをしたいと思いますが、当選後の記者会見の中で、新聞の記事の中でですね、組合を結成した上で都市計画決定をすれば、強制的な用地収用も可能になるというですね、新聞記事が発表されておりました。この部分だけ見るとですね、大分強権的な発言ではないのかなというふうに思いますが、この場でですね、この記者会見で強制的な用地収用も可能になるという発言の真意をですね、お伺いをしたいと思います。

町 長 おっしゃるとおり、括弧書きのところは非常に内容だったなと思って私も見てますけども。先ほど答弁書のほうで話をしましたように、この再開発事業というのはまちづくりをやるための事業だというふうに考えています。ですので、南口と比較して本当に大変恐縮ですけどもね、ああいった格好で道ができてお店がなくなるというようなことでは、魅力のある駅周辺整備ができるとは思ってません。ですから、そういった面では、南口と同じような手法ではなくて、都市計画決定ということで、正確に、きちっと松田町の未来を描けるような計画にしていかなければならないと。その中で、国や県の支援を頂くためにも、中途半端な状況で止まってしまっっては、なかなかできないというような意味合いのあつての都市計画決定です。ただ、その都市計画決定の中には、最終的にはですね、止まっちゃいけないので、これはもうきちっとした事業で進めていかなきゃいけないので、そういったことも手法の中の一つであるという

ふうなことの認識の中で話をさせていただきました。

ただ、先ほど来、うちの課長からも話があるように、この事業については本当にここに居つくまでに、丁寧に一つずつ説明をさせていただきながら進めてきた事業でもあります。ただし、どうしてもコロナ禍の中でちょっとコミュニケーションが取ってないところもあるのも事実です。ですから、今回のことを受けて、いま一度ですね、丁寧に説明をして1軒1軒回っていきこうというようなことで考えておりますので、その辺はですね、いろんな思いを形にするためには、そういったことだっただけで考えられるけども、そうならないように今後我々していかなきゃいけないというふうにも考えております。以上です。

6 番 井 上 ありがとうございます。そういった方向性というふうな説明ということでですね、理解をさせていただきました。

2点目のですね、将来財政負担についてということで、資源循環型ごみ処理施設はですね、令和3年度末3月という答弁がございました。それにつきましては、やはりこの負担がですね、どの程度のものなのかというところがですね、今現在何も判断、議会としてもですね、町民のほうにもですね、そういった説明ができないというところなんです。概数といいますか、やはり財政負担を推計をしていく上では、ある程度ですね、つかみという、概算的な形でも構わないので、そういった部分というのがですね、これから12月から予算編成に入ってくると思います。12月定例議会あたりまでに示されることによって、また今度は令和4年度予算の3月定例会の審議に入るということで、そのやはり12月定例議会までをですね、目標とした概算の数値というのは、ごみ処理施設についてはですね、示すことができないのかということ。

もう1点はですね、公共施設の個別施設計画というのはですね、一応示されました。ただ、内容的にはですね、私の感覚ではちょっと不十分ではないのかなということもありまして、もう少し精査をしたですね、積み上げ、積算ですね。そういったものを出していただけないかなというふうに感じています。やはり一番公共施設、町の公共施設をどうするのかというのは、町の根幹の部分だと思います。松田町ではない、どこかの中学校の建設単価だけをですね、基

に各施設の維持管理計画、建替え計画を計算をするのは、ちょっと乱暴じゃないかなというふうに私は思いましたので、それに対してですね、見直し、積算の見直しについての考え方を伺いをしたいと思います。手短に。

環境上下水道課長　　まず概算の件なんですけど、広域のほうではできるだけ早くというふうに話しているところなんですけど、一番問題になっているのは、ごみの処理方式だったり、あと処理の規模。処理の規模につきましては、現在…現在というか、これからですね、推計で人口は減少していきます。また、環境問題の意識向上によりまして、ごみの減量化、削減だったり再資源化だったりという、そういう部分もございますので、そういうところも含めると、なかなか1市5町での意見がまとまってないという部分がございます、結構時間がそこら辺にかかっている。その辺も鑑みまして、できるだけ1市5町としては早めにこの辺の金額は出していきたいというふうに考えているところではございます。なので、その辺がですね、そろいましたら、すぐにまず広域のほうで了承を得た上で議会のほうでお示しさせていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

総務課長　　公共施設個別計画につきましては、今年の4月6日、議員さんの勉強会のほうで御報告した次第でございます。その中でですね、一応今年度、内容については見直す予定はないのかというお話なんですけど、こちらのほうの勉強会のほうについてもですね、私のほうで申し上げさせていただきましたが、今年度ですね、実は個別計画の上位計画である総合管理計画がですね、国の指示によりですね、見直しをさせていただきますので、それにつきましては、その計画を受けてまた個別計画を必要に応じて見直すという形でございますので、令和2年度、この2021年3月時点の個別計画については、数字を見直す予定はございません。以上です。

6番井上　　ありがとうございました。最後になります。今回のですね、選挙の中で、町長選挙の中ではですね、新松田駅周辺整備が一つの争点としてですね、選挙戦が行われたというふうに理解をしています。結果はですね、本山町長は3,400票、3,464票、吉田候補は2,626票の結果というふうになりました。本山町長は

ですね、記者発表の中でですね、民意を得たというふうに書かれていたというふうに思います。ただですね、やはり反対票はですね、2,600票だというふうに理解をしています。先ほど町長のほうの答弁にもありましたけれども、やはり一番重要なですね、町の一大事業であるというふうには私は思っていますが、この新松田駅周辺整備事業を進めていくという上です、これは民意を得たので町民及びですね、議会に対して何回も説明をしているよということだけではなくですね、町民と議会がですね、この新松田駅整備事業に対して理解をし、進めていくことが必要だというふうに考えます。それらをですね、単なる説明で、コロナ禍での説明というのもなかなか難しいとは思いますが、やはり町民が理解をし、それに対してですね、賛同をされていくというふうなことが必要だというふうには考えますが、町長のお考えをお伺いをして最後といたします。

町長 御質問ありがとうございます。本当に2回、今回で3回目の選挙ですけども、過去2回の選挙でこのような争点があつて民意を得るといふような意識は、なかなかなかったものですから、今回の件に関しては町民の思いが非常に詰まった結果になったんじゃないかなというふうには考えております。また、相手候補の2,626票についてもですね、駅周辺整備については反対はしてないけども、いろんなおつき合いがあつて投票したというふうな方々も当然いらっしゃると思つてはいます。ですから、やっぱり両方の耳で聞きながら進めていかなきゃいけないというふうには考えております。

ただしですね、本当に今回の結果というのはものすごく重いというふうに感じてます。全て私のやっていることに対してゴーサインを出してもらつたというふうには考えておりません。これまでもやはり議会の皆様方に予算を認めてもらった分しか我々は行政として執行ができない立場でございますので、今後ですね、町民の代表である議員の皆様方に御理解をいただくというのは、もうイの一番、大切なことでもありますし、それに伴つては町民の方々にやっぱり知ってもらいたい。町が勝手にやつてるといふふうになってしまうのも、それは非常に何ていうかな、我々やっていることがですね、浸透しないということは、全ていいことだとは思つてませんので、これからもですね、これから

も、先ほど課長が答弁してもらったようなこともありますけども、何となく町民の方々も参加していただいて、これからよりよい駅周辺整備をしっかりとやることによって、忘れてならない、消滅可能性都市と言われた部分については払拭が全くできてない。コロナが終わったからといって、駅だけやればそれでいいということではありませんので、その辺を総合的に考えつつですね、町民の皆さん方の安心して暮らせる、また未来に向けての事業としてのこの駅周辺整備については、お互いに理解をしながら進めていきたい。そこに非常にこれまでもですね、ボタンのかけ違いみたいのがあったりというのをしましたけど、やっぱりスピード感の問題ですね。理解に対するスピード。我々はどうしても期限を考えながら進めているところがありますから、前に前にといっても、なかなか急にというときもたまにあります。その辺も今回の民意を含めて、議員の皆さん方にも御承知いただきながらですね、一緒に進めていきたいというふうに考えてますので、御協力のほどお願いしたいと思います。以上です。

6 番 井 上
議 長

ありがとうございました。以上で一般質問を終わります。

以上で受付番号第3号、井上栄一君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。休憩中に昼食をとっていただき、午後1時から議会全員協議会を大会議室で開催します。その後、本会議を再開いたします。休憩に入ります。

(11時56分)

議 長

休憩を解いて再開いたします。

(14時20分)

日程第6「承認第4号専決処分の承認を求めることについて（令和3年度松田町一般会計補正予算（第6号）」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長

承認第4号専決処分の承認を求めることについて。地方自治法第179条第1項の規定により、令和3年度松田町一般会計補正予算（第6号）を別紙のとおり専決したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和3年9月13日提出、松田町長 本山博幸。よろしくお願ひいたします。

議 長

町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

政策推進課長

それではよろしくお願ひいたします。承認第4号専決処分の承認を求めるこ

とについて、地方自治法第179条第1項の規定によりですね、令和3年度松田町一般会計補正予算（第6号）を専決処分いたしましたので、これを報告し承認を求めるものでございます。

1枚おめくりいただき、専決処分書でございます。専決処分ですね、理由でございます。令和3年8月の6日、松田町中学校内の消火栓設備、消火ポンプ機が故障し、校内における屋内消火栓からの放水ができない状況となり、有事の際に人命が危険にさらされることが判明したため、消火ポンプ機の改修工事について早急に工事を行う必要があり、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法179条第1項の規定に基づき、令和3年8月の6日付で松田町一般会計補正予算（第6号）を専決処分により補正を行いましたので、本定例会に報告させていただき、承認を求めるものでございます。

それでは、6ページ、7ページの歳出について説明をさせていただきます。款、教育費、項、中学校費、目、松田中学校費、節、工事請負費につきましては、説明欄の（4）になります。施設整備事業ですね、松田中学校消火ポンプ改修工事といたしまして、298万1,000円の補正を行うものでございます。松田中学校で使用している屋内消火栓設備の消火ポンプにつきましては、校舎建設から約50年が使用しているものでございます。有事の際にですね、モーターが回って、消火水槽内の水をですね、加圧送水することで放水する仕組みでございます。この消火ポンプにおきましては、消火栓ですね、心臓部でもございます。今回8月の6日の点検により、老朽化を含め、高圧受電設備いわゆるキュービクルの異常アラートが発生し、送水及び放水までの機能調査を行ったところ、消火ポンプの電力部絶縁抵抗の低下に伴う故障が原因であることが判明をし、初期消火に十分な対応ができないことが確認されたため、有事の際に松田中学校内の屋内消火栓から放水ができず、人命が危険にさらされることから、消火栓設備の消火ポンプ機の改修工事について、8月6日付で補正を行ったものでございます。

予備費につきましては、同額298万1,000円を減額をし、予算額3,576万2,000円とするものでございます。

続きまして、8ページになります。工事予定箇所説明資料の施工箇所図を添付させていただきました。

また、9ページでございます。参考資料といたしまして、補正予算の計数整理について添付をさせていただきました。このことにつきましては、この補正第6号の専決処分による計数整理を行うものでございます。まずですね、8月の臨時議会に上程しました補正第5号の継続審査に伴い、補正第5号を第6号に整理をし、予備費につきましては計数整理前の補正前の額3,874万3,000円を3,576万2,000円に計数整理をします。また、2つ目にですね、この専決処分の一般会計補正予算（第6号）につきましては、予算成立した順で付番し直すため、補正第5号に計数を変更し、整理するものでございます。

それでは、今回の補正につきましては、8月6日付で専決処分を行ったものでございます。一日も早い機能回復を目指し、機器等ですね、納期を含めて迅速に進めております。

以上、専決処分の承認を求めることについて、よろしく願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。
質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしとのお声ですが、質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

質疑なしと認めます。討論に入ります。

（「省略」の声あり）

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。討論を省略し採決を行います。承認第4号専決処分の承認を求めることについて（令和3年度松田町一般会計補正予算（第6号））について、原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり承認されました。

お諮りいたします。ただいま承認されました承認第4号及び承認第4号の議決に伴う議案第36号について、会議規則第44条の規定により、その条項、字句、数字その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。それでは、条項、字句、数字その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。

議 長 日程第7「議案第37号松田町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第37号松田町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。令和3年9月13日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。最低賃金法に定める神奈川県地域別最低賃金が令和3年10月に変更されることに伴い、その額を下回る会計年度任用職員の給与等について対応を図るため、所要の改正をしたいので提案するものであります。よろしく願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

総務課長 それでは、議案第37号松田町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきまして説明させていただきます。

改正の理由といたしまして、最低賃金法に定める神奈川県地域別最低賃金が令和3年10月に変更されることに伴い、その額を下回る会計年度任用職員の給与等について対応を図るため、条文の整備等を図るものでございます。

それでは、議案3枚目の恐れ入ります、参考資料のほうを御覧ください。横のやつでございます。新旧対照表でございます。右が現行で左が改正案でございます。左側改正案のほうを御覧ください。現行の第34条を第35条とし、第33条の次に新たに地域別最低賃金との関係に関する規定を第34条として加えるものでございます。神奈川県最低賃金は毎年10月に改正されておりますが、そ

の改正により会計年度任用職員の給料月額等が最低賃金を下回った場合には、改正に適切に対応する必要があることから、最低賃金額をもとに算定した給料月額等を支給する旨を定めたものでございます。

恐れ入ります。1枚目、もう1枚、議案本文の2ページを御覧ください。施行期日でございます。施行期日につきまして、令和3年10月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。それではこれより質疑に入ります。

6 番 井 上 1点ですね、質問をしたいと思います。最終ページの中で、フルタイム会計年度任用職員とですね、パートタイム会計年度任用職員で、この地域別最低賃金、神奈川県の場合10月1日から時間給1,040円という額だということで、大分前年度から比べるとですね、28円ぐらい上がっているということです。これのですね、一部改正条例が適用される34条のフルタイムとパートタイムですね、何人ぐらい、何人いられるのかをお伺いをいたします。

総 務 課 長 ただいま井上議員の御質問でございますが、今現在ですね、フルタイムの会計年度任用職員はいられません。167名が全てパートタイムの会計年度任用職員でございます。以上でございます。（私語あり）

すみません。その会計年度任用職員167名中、下回る任用職員が66名、66名でございます。以上でございます。

6 番 井 上 167名中66名というと、大分多いというふうに思います。ただ、あれですよ、この辺の給料表自体は、人事院勧告に伴う部分の金額がですね、これに関連をして、この金額が決まっているわけですよ。とすると、やはりなかなか地方公務員のそういう給料、会計年度任用職員という制度が始まってからですね、なんですけれども、その辺のですね、これをやっていると毎年、例えば神奈川県最低賃金が変わっていくんでありますけれども、この改正案だから1回ここで一部改正をすればそれでいいというふうなことで理解をしていますけれども、それでよろしいのか。

あと、会計年度任用職員の給料表自体がですね、ちょっとそういう最低賃金を下回るという事態になるというのは、その給料表自体がちょっと低いんではないかなというところで、その辺の上郡とかですね、神奈川県内の会計年度任用職員との給料表との差異をですね、どのように考えているのか。2点お伺いをいたします。

総務課長 まず初めに1番目の御質問でございます。1番目の質問、今回この改定をすれば、以後改定の必要はなくなるということでございます。

2点目につきまして、まず初めにこちらの会計年度任用職員の給料表につきましては、会計年度任用職員のこの費用弁償に関する条例を導入する前に、国のほうで示された給料表をもとにしてやっておりますので、上郡町村ほぼ一緒でございます。以上でございます。

6番井上 大体分かりました。ただね、それがたびたび引かかるようであると、その給料表自体がね、適正ではないのかなというところもありますので、今後県や国等にですね、そういった部分の適正化を図るようということ町の方の考え方なりね、例えば足柄上郡とか、そういった地域単位での考え方なりというのをですね、上げていっていただくように要望してですね、質問を終わります。以上です。

議長 ほかにございますか。

(「なし」の声あり)

この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第37号松田町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につい

て、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第8「議案第38号松田町寄農と交流拠点施設の指定管理者の指定について」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第38号松田町寄農と交流拠点施設の指定管理者の指定について。次のとおり、松田町寄農と交流拠点施設の指定管理者（地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）として指定する。

1、指定管理者制度対象施設の名称等。名称、松田町寄農と交流拠点施設。所在地、松田町寄3057番地。

2、指定管理者の名称等。名称、合同会社佐野ファーム。代表者、代表社員佐野晃一。所在地、松田町寄1457番地。

3、指定の期間。令和3年10月1日から令和8年3月31日まで（4年6か月間）。

令和3年9月13日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。上記について、地方自治法第244条の2第6項の規定により議決を得るため、提案するものでございます。よろしく願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

観 光 経 済 課 長 それでは説明をさせていただきます。本提案につきましては、8月の臨時議会で御議決を賜りました議案第25号松田町寄農と交流拠点施設の設置及び管理に関する条例に係る施設の指定管理者の指定を御審議いただくものでございます。

1枚おめくりいただきまして、右上に参考資料1となっているものを御覧ください。町の公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例、こちらの第2条に基づきまして候補者を募集しましたところ、応募のありました1者からの申込書となります。申込者につきましては、施設が所在する寄に会社を構えられ、現在隣接する旧ふれあい農園を経営されております合同会社佐野ファームさんとなります。

内容につきましては、さらに1枚おめくりいただきまして、資料の下部にページ番号は振っております。1ページ目でございます。本施設のまず経営に係る基本方針でございます。事業コンセプト「満点の星空、澄みきった川の里。

「西湘 松田町寄」で農育体験」とされております。申込者からは、現在経営されている市民農園とですね、同拠点を、同拠点施設ですね、これを効果的に連動して、単なる貸農園ではなく、作って、食べて、売る、みんなが農家になれる場所、これを農育ということで、この価値を付加した提案がなされております。

おめくりいただきまして、下側に書いてある2ページ目、裏面のほうを御覧ください。この事業にですね、取り組まれるに当たっての前提として、市民農園と連動すること、従来寄地域で推進してきましたYHV事業、また農泊事業、これをさらに進化させ、持続的なファンづくりを目指されております。具体的な事業といたしましては、収穫した作物からの特産品の開発、また収穫祭等のイベント、バーベキュースペースの開設、さらに地域での寄アクティビティ会さん等との連携、こういったものを掲げられてございます。

右側の3ページを御覧ください。本事業は、申込者だけではなく、西湘地域で活躍されている若手農家を中心といたしました西湘うみかぜファームとともに、施設や事業を展開し、事業効果は当町にとどまらず、県西エリアに波及させるものというものとされております。

おめくりいただきまして、4ページ目になります。ここから6ページ目にかけて、指定管理期間内の事業計画書となっております。まずは、先ほども述べましたが、既に管理しておられます市民農園と一体的に事業を展開されますため、内容につきましてはこの農園の関係も併記はされているというところでございます。農園の集客につきましては、来月10月から開始をしたいと。本格的な営業の開始につきましては、来年の4月、これを予定されてございます。集客に関しては、SNS等の活用することはもちろん、先ほど申し上げた西湘うみかぜファームで開催するマルシェや、様々な連携する事業者との連携を行うとされております。施設につきましては、休園日を週2日設けます。また、

開園時間も冬期・夏期で記載のとおり設定をされておるところでございます。

右側の5ページを見ていただきますと、来年4月のグランドオープンまでの準備期間といたしまして実施する予定を、表形式になっておりますけども、左側が建物、この指定議案でございます。右側が農園の主立ったものでございます。御覧のとおり、御議決を賜りますればですね、老朽化等している施設のまず施設設備系ですね、これが改修が必要だということで、これをスタートいたしまして、施設利用のめどが立つことで、農園利用者への周知内容も、要は施設と連動したサービスが受けられるということをお知らせができます。そうしますことから、利用者の募集に係る広告も開始されます。11月以降、施設内の環境をさらに整え、農園申込者の受付を開始し、利用の区画割り等も実施した上で、6ページ目でございます。おめくりください。12月以降は利用者への説明会を拠点施設、この同施設で行い、1月からはコワーキングスペース、3月からはシャワールームの利用も開始をすることとされております。令和4年度以降、来年度以降に関しましては、4月のグランドオープン以降、農育を柱とする事業を年々拡充して展開をされてございます。

7ページ目から次ですね、12ページまで、こちらにつきましては、令和3年度から令和7年度までの収支計画となっております。7ページ目の令和3年度の収支計画書を御覧いただきたいと思っております。まず収入の欄では、上からコワーキング等の施設の利用率とイベント収入、そして収入額のほとんどを占めております繰入金というものがございます。この繰入金につきましては、表を見ていただきますとお分かりと思いますが、施設の収入だけではこの支出を賄うことは困難であります。このため、備考欄記載のとおり、市民農園事業からの繰入金として利用率収入、また事業者の投資資金、これを当て込んで事業を開始なさります。

支出の部におきましては、人件費がまず最初は少額でございますけども、令和3年度で大きい要素は、主に先ほど申し上げた修繕かなということです。これは安全性の、安全面で専門性を有するもの以外は自前での対応も検討なさっております。支出、下段の項目であります地代、家賃、こちらにつきましては、

本件指定管理者募集要綱で定めました額、町が地権者様からお借りしている土地賃借料相当でございます。

おめくりいただきまして、すみません、8ページ目です。市民農園グランドオープン初年度であります令和4年度でございます。収入・支出ともに記載項目は同じなんですけれども、収入額はシャワーと設備利用料やイベント参加料の増加、また市民農園事業の利用者が増えていくことに比例する部分ということで、こういった傾向は、その後、令和7年度まで増加の傾向、同様の傾向でございます。支出に関しましては、市民農園事業と連動して必要となる人件費、拡大する事業量に比例して各種の項目でも増加となっております。

そうしますと、各年度全てというわけにいきませんので、12ページ目を御覧いただけますでしょうか。こちらには5年間、先ほど申しました4年半ですね、の収支の合計等が示されております。繰り返しになりますけれども、市民農園事業と一体的に実施されることを前提とされた施設管理となりますため、収入に関しては農園事業からの繰入額を、また支出に関しては農園事業と共有する人件費、この額をこの中でお示しされております。なお、農園事業における収入については、一番下の表に利用者数と収入額の見込みを、目標としての見込みですね、これを参考として提示をなさっています。最初も言いましたけども、単なる貸農園ではなくて、農育という価値を付加することで、1区画20平米、これを月額4,000円でお貸しをします。一応見込み、書いてあるとおりですが、利用者は令和4年、5年度で新規それぞれ50組、6年度、7年度においては毎年度新規100組を見込みたいと。そうしますと、令和7年度においては300組の方が御利用され、年間収入は1,440万というふうに試算をされておるところです。

13ページ目を御覧ください。組織体制に関しまして、指定管理者は合同会社佐野ファームとなりますが、この中に西湘うみかぜファーム事業を設立し、県西地域の他の農園事業者と専門性や強みを生かして連携していくということでございます。イベントで必要となるスタッフに関しては、インターンの受入れも計画をされております。また、地域雇用も促進し、令和7年度には4名の正

規雇用の方を、正規雇用をしていくということも目指しておられます。

14ページ目となります。最終的には、理想形として新規就農を希望する方の支援につながり、移住・定住化の促進を地域の方とともに取り組む魅力ある施設を目指されております。

15ページ目を御覧ください。地域の経済効果につきましては、まずこの施設が寄地域の観光拠点の中心的な、中継的な立地であることを踏まえまして、寄七つ星ドッグラン、マス釣り場、管理センター、グラウンド、こういった各種施設との連携を図っていくことはもちろん、情報の発信、送客に関しても、しっかりタグを組んで事業を進め、魅力発信、地域周遊、外貨を稼ぐ仕組みづくりに貢献されます。

16ページですね、簡単な試算ではございますが…。

議 長 静かにしてもらえますか。

観 光 経 済 課 長 いいですか。

議 長 はい、どうぞ。

観 光 経 済 課 長 16ページにおきましては、簡単な試算でございます。農園とこの拠点施設に訪れる方が1人当たり1,500円消費していただけると見込んだ場合の波及効果を想定されております。

計画書としての内容は以上となりまして、その後に右側のページ、参考資料2でございます。こちらは町の指定管理者選定委員会への候補者選定依頼書となっております。

おめくりいただきまして、参考資料3、こちらにつきましては、同委員会における選定結果書となります。委員会につきましては、外部の審査委員2名を加え、計7名で候補者からのプレゼンテーションをいただくなど、2回にわたって審査をしていただきました。

なお、候補者の選定に当たりましては、この参考資料の下のほうですね、3に記載のとおり、2件の附帯意見を頂戴してございます。1つ目につきましては、地元事業者からの熱意を評価される一方で、施設単体での収入増加への取組を検討されたいということでございます。2点目は、バーベキューや駐車場

など、いわゆる将来性を感じさせる新たな提案が評価されたという中で、実現に向けましては、地域のニーズを踏まえ、柔軟に取組を推進されたいということでございます。

長くなって恐縮です。説明については以上となります。御審議のほどお願い申し上げます。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。それでは、これより質疑に入ります。

1 2 番 大 舘 趣旨はよく分かりました。指定管理者について反対するわけではありませんけれども、以前私がですね、佐野ファームの佐野さんが貸農園の部分で除草剤をまかれたという話をしましたよね。その下流側に地域の寄簡易水道の井戸があるわけですね。汲み上げて。それ地域の人たちは飲んでいるわけですが、最近また、以前より面積的に大規模に除草剤をまかれてですね、今、赤く枯れているところです。

それでですね、除草剤を多用することによって、土地がどんどんやせていくわけですね。そういう農園を貸してですね、おいしい野菜ができるとかという話じゃなからうかなというふうに感じます。非常に危険に感じますけれども、その辺はどのような町として指導されたのか、お伺いします。

観 光 経 済 課 長 今御質問いただきました、まず除草剤の件でございます。一度、これは議会の場だったかどうかちょっと記憶にないんですけども、御指摘をいただいた後、今回のこの候補者に対してお話はまずさせていただいております。この場所というのが、そのときよりも広いですとか、そういったお話があつて、井戸の場所もちょっと連動するのかなとは思うんですけども、ちょっと今、2回目を広範囲にすごいまいてという事実確認は、すみません、しておりませんので、この後確認をさせていただきたいと思えます。

1 2 番 大 舘 課の職員も時々ロウバイ園とかいろいろあっち方面に出向いて行かれる機会があつたかと思えますけれども、以前は草丈がすごく低くて、ちょっと分かりにくかったんですけど、今回の場所はもう、胸の高さぐらいの雑草がほとんど枯れているんですよ。ですから、やっぱり安全・安心な食を、野菜を、野菜等を提供するに当たってはですね、やっぱり最低限そういう農薬管理については

厳密にやってほしいなというふうに感じますけれども。

それとですね、以前質問したときに、課長は基準に合った農薬だからという
ような、ちょっとそのようなニュアンスの答弁されましたよね。確かに農薬、
基準に合わない農薬なんか売ってるわけないので。でも、農薬の中では、除草
剤が一番危険な薬なんですよね。それで、確かに井戸は何十メートルって深い
から、すぐには影響出なからうと思いますけれども、長年、毎年毎年そういう
行為をしていけば、必ず影響が出るはずですよ。何年か先にね。極力その農薬を
使わないためには、佐野ファームさん、耕運機の大きい、トラクターを持っ
てるわけだよね。それで雑草が出始めたなら耕運しちゃえばね、そういう農薬か
ける必要もなからうかと。そのような話もさせてもらいましたよね。やっぱり
都会から来られて、安心な野菜を食べられる。ね。そういう安心を、安心・安
全なことを提供する。ましてや寄地域のメインになる施設ということですので、
特にそういうものに神経を使ってですね、本当の意味の安心・安全を確保して
ほしいなと思いますけども、いかがでしょうか。

観光経済課長 いろいろアドバイスをありがとうございます。まず、除草剤について、これ
は基準に合ったものという考え方は、一つは線としてあろうかと思えます。た
だ、おっしゃるように、井戸が近くて、さらにこれが蓄積していったときの影
響、こういったものも加味して、やはり管理はしていただかなければいけない
と思っております。

あと、その農薬に関しましても、やはり貸農園をして、いろいろな方がいろ
いろな農薬を使うと、こういったことは農地の育成上、何ていうんですかね、
よくないと、環境上よくないと思います。そこを含めての今回の提案は農育事
業でございます。そこをサポートしながら使う農薬も量も考えながら、全体の
バランスをして管理をしていただくと、このようにお話をさせていただきたい
と思っております。ありがとうございます。

12番 大 舘 よく分かりました。やっぱり見本となる農園、今まで直営で、町経営で貸農
園してましたよね。それがずっと最初のころは近隣にもあまり貸農園がなくて、
大分件数も多く借りていただいていたときもありましたよね。それからずっと、

どんどんどんどんなくなって、最終的には普通の荒廃地的になっちゃったわけじゃないですか。だから、この佐野ファームさんと、もう1者の方がですね、相当の努力しないと、お客さんも呼び込めないし経営も難しくなるのかなと思います。ですから、農園だけじゃなくて関連した、それに付随した遊び、川でバーベキューとかいう関連事業も提案されてますから、それらも含めてね、取り組めば可能ではなかろうかと思いますが、本当に都会から距離的にも遠いし、安定した経営をするためには相当の努力をしないと、この計画、収支計画のようにはなかなかいかないのかなと思います。参考までにね。やっぱり、昔から日本の農業は雑草との闘いだって言われてますよ、ずっとね。ですから、その辺もきちっと捉えて、自然農法とか、今、有機農法とか、いっぱいあるじゃないですか。そういう方向に、極力農薬を使わない、そういう方向に指導していってもらうように、指導をお願いしたいと思います。終わります。

議 長 要望でよろしいですか。お願いということでもよろしいですか。
12番 大 館 あれば言ってください。
観光経済課長 いろいろアドバイスを重ねていただきまして。やはり相当の努力という意味と覚悟という意味では、今まで管理体制が非常に厳しい状況だったと。これを改善したい。地域のためにも改善したい。そういう思いで入ってこられてます。費用的にもやはり厳しい中で、しっかり自分たちで投資して、その覚悟も決めて入られてます。そういう意味では一生懸命やっていただけのもと考えておりますが、やはりキーとなりますのは、地域の方々との連携、御協力かと思っておりますので、ぜひともいろいろな面でまた助けていただけますとありがたいと思っております。よろしく申し上げます。

議 長 ほかにございますか。
6番 井 上 この指定管理者の指定の中ですね、ちょっとこれは把握する中で、やはりここはですね、寄のふれあい農園ということで、その地主さんとやはり町とがですね、以前契約をしていたということで、そういった部分の地主さんの権益も、ある程度守っていかなければいけないと。また、そのふれあい農園をもう少し活気のある、活用するための施策の一環だということでは理解はしており

ます。そういった中で、今のこの議案の資料等の説明を、一部分からない点があるのですね、その辺の説明をお願いをしたいと思います。

まず、下のページで言いますと、2ページですね、3行目ですね。現在、町と賃貸借契約を結んでいる市民農園というのは、その3ページに書いてあります西湘うみかぜファームさんがですね、町と地主さんとの3者契約的な形、契約ですか、を結んでいる事業者ということで理解してよろしいのでしょうか。

そうしますと、7ページからですね、収支計画、とりあえず7ページの令和3年度の中で、収入の部であります繰入金、農園事業から223万2,650円、これはですね、どの農園事業から出てきているのか。この西湘うみかぜファームさんなのか、それともこの合同会社佐野ファームさんなのか、ちょっとその辺がですね、明確でないということで、2点お願いをいたします。

観光経済課長 井上議員の質問、今、2点ございました。1点目のですね、資料2ページでございます町と賃貸借契約を結んでいる市民農園、こちらが誰と契約かというところに関しましては、まず佐野ファームさんと契約をしております。

2点目、すみません、ちょっと資料、私の説明が少なかったかと思いますが、3ページ目に出てくる西湘うみかぜファームというところが混乱を招いたのかなと思います。こちらにつきましては、資料の13ページ目を御覧いただきたいと思います。資料、下のほうに13ページと書いてあるものの4、経営管理体制の中で、合同会社佐野ファームがまずここでやっておるわけですが、西湘うみかぜファームは、西湘うみかぜファームという団体はあるんですけども、その合同会社佐野ファームの中に事業部としての位置づけで一緒にやってるということで御理解いただければと。そうしますと先ほどの疑問は解消するのかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

6 番 井 上 　　そういうことですか。そうですね、ちょっと今、ホームページ等を見ますと、あそこの寄ふれあい農園はですね、うみかぜFarmer's park in YADOROKIというふうな名称のホームページが検索で出てます。それはじゃあ佐野ファームの事業部門として西湘うみかぜファームがあるというふうな理解だということですね。

ではそうしますとこの7ページ、2点目のですね、7ページ、令和3年度の農園事業からの繰入金、それが3、4、5、6、7と続くわけですけれども、この農園事業というのは佐野ファームさんからの繰入金ということで考えていいのかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

それと、そうしますと大分、寄ふれあい農園のですね、地代自体、大分高額な、金額としてはですね、大きい額になるのかなというふうに思いますが、それらを負担をしてもですね、やはりここでやるということは、その事業効果等を含めた中で考えられたということで理解してよろしいのでしょうか。

観光経済課長

7ページ目の表の中で収入、これが各年度にわたって繰入金がある部分、これはどこからという御質問が1点目。こちらについては、合同会社佐野ファームさんからでございます。先ほど言った事業部として連携する事業者も出資をしながらの事業ということで、特にこの1年目、2年目、3年目、ここら辺というのは収入がやはり追いつかない中での支出でございますので、そこについては投資額の中から。ただ、農園事業の中で、先ほど御説明を差し上げましたが、こちらは施設系だけなんですけど、12ページに、すみません、12ページで一番最後、下側に参考資料として農園の収入見込額を表として記載してございます。こちらで一定のお客様がどんどん増えていって歳入が上がっていくという中で、この農園事業から指定管理者、今回この議案で施設ということもございますので、ここに繰入れをしていくという整理で考えているということです。このような説明でよろしいでしょうか。

6 番 井 上

大体了解をいたしました。そうしますとですね、農地法の関係になるのか、よく分かりませんが、やはり寄ふれあい農園を一体としたですね、一つの形として見なした指定管理というものということは、やはりその農地法との関係で考えられなかったのか。この指定管理はですね、本来はこのコワーキングとシャワー施設等の施設に関するのみの指定管理というふうに考えていたんですけれども、全体としてやはり考えて、その中にふれあい農園自体の地代等を含めてですね、一体化する指定管理方式というのが、何か本来的な指定管理の方式ではないのかなというふうに思いますが、その点についてはいかがでしょう。

観光経済課長 おっしゃるお話というのも、なかなか落ちないというのが、建物だけで、指定管理は建物だけで、逆に農園については農地法の関係で動いていると。農地法の関係については、ちょっと簡単な御説明を前差し上げましたが、特定の貸付、農園としての貸付、この法を適用して運用していこうということで、従前はふれあい農園全体としての指定管理の条例があったわけですね。これを議会でお認めいただいて廃止をしてございます。そのときに一つの方向性としては、特定農地の農園の関係はやっていこうという整理を町としてしたはずです。その流れがあって、ただ、建物として、そのときに建物も条例の中に含まれてましたけれども、建物まで全て条例がなくなったからルールがなくなっちゃったわけです。そのときに。農地法は分かります。ただ、施設は違います。そういう中で、今回やはり適正に管理するためには、特にこのコワーキング等の収入の話も出ました。そういった中でルールをきっちりここで整理をさせていただいて、ということでこの指定管理議案に結びついてるということです。一応今までの流れはそういうことですので、まず考え方としては、建物だけをさせていただきます。以上です。

6 番 井 上 分かりました。ここににつきましてはですね、大体私の疑問点というのはですね、今の回答の中でですね、解決しました。多少問題点があるかなというふうに思いますが、その辺はですね、これは委員会付託の方向になりますので、委員会の中でですね、勉強していただきたいと思えます。以上で終わります。

議 長 ほかにございますか。

この辺で質疑を打ち切りたいと思えますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第38号松田町寄農と交流拠点施設の指定管理者の指定については、産業厚生常任委員会に付託したいと思えますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。よって、本案は産業厚生常任委員会に付託し、審査す

ることに決定しました。

議

長 以上で本日予定しました日程の全てが終了しましたので、本日の会議はこれにて散会いたします。明日は午前9時より本会議を開きますので、定刻までに御参集くださるようお願いいたします。また、この後、産業厚生常任委員会を大会議室で開催しますので、委員の皆様は委員長の指示によりお集まりください。本日は大変御苦労さまでした。

(15時11分)